**令和７年度**

**【No.13-１】指定障害福祉サービス事業者等指導調書**

**○　指定障害者支援施設**

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所の名称 |  |
| 事業所の所在地 |  |
| 電話番号 |  |
| ＦＡＸ番号 |  |
| HP,Eﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ |  |
| 事業者の名称 |  |
| 事業所番号 | ４６ |
| 指導年月日 | 年　　　月　　　日　～　　　　　年　　　月　　　日 |
| 記入者及び担当者氏名 |  |
| 立会者  （事業所側） | 職 名 氏 名 |
| 職 名 氏 名 |
| 職 名 氏 名 |
| 職 名 氏 名 |
| 職 名 氏 名 |
| 指導班  （県　　側） | （班長）職 名 氏 名 |
| （班員）職 名 氏 名 |
| （班員）職 名 氏 名 |
| （班員）職 名 氏 名 |

※　太枠内のみ事業所において御記入ください。

《目　　次》

Ⅰ　運営指導当日準備する必要書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　１

Ⅱ　主眼事項及び着眼点（指定障害者支援施設）

第１　基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　２

第２　人員に関する基準

１　従業者の員数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　２

２　複数の昼間実施サービスを行う場合における従業者の員数・・・・・・・・　１４

３　従たる事業所を設置する場合における特例・・・・・・・・・・・・・・・　１６

第３　設備に関する基準

１　設備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１８

　　　　 （経過措置） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２０

　第４　運営に関する基準

　１　内容及び手続きの説明及び同意・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２６

２ 契約支給量の報告等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２６

　３　提供拒否の禁止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２８

　４　連絡調整に対する協力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２８

５　サービス提供困難時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２８

　６　受給資格の確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２８

　　　７　介護給付費又は訓練等給付費の支給の申請に係る援助・・・・・・・・・・　３０

　８　心身の状況等の把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３０

９　指定障害福祉サービス事業者等との連携等・・・・・・・・・・・・・・・　３０

　　 10　身分を証する書類の携行・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３０

　　　11　サービスの提供の記録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３０

　12 指定障害者支援施設等が支給決定障害者に求めることのできる金銭の

　　　　　支払の範囲等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３２

　13　利用者負担額等の受領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３２

　14　利用者負担額に係る管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３６

　15 介護給付費又は訓練等給付費の額に係る通知等・・・・・・・・・・・・・　３６

　　　16 施設障害福祉サービスの取扱方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３６

　　　17 施設障害福祉サービス計画の作成等・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３８

　18　サービス管理責任者の責務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４０

　　　19　地域との連携等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４２

20　地域移行等意向確認担当者の選任等・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４４

　　　21　相談等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４４

　　　22　介護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４６

　　　23　訓練・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４６

　24　生産活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４８

　25　工賃の支払等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４８

26　実習の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５０

27　求職活動の支援等の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５０

　28　職場への定着のための支援等の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５０

　29　就職状況の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５２

　30　食事・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５２

　　　31　社会生活上の便宜の供与等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５２

　　　32　健康管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５２

　33　緊急時等の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５４

　34　施設入所者支援利用者の入院期間中の取扱い・・・・・・・・・・・・・・　５４

35　給付金として支払を受けた金銭の管理・・・・・・・・・・・・・・・・・　５４

36　支給決定障害者に関する市町村への通知・・・・・・・・・・・・・・・・　５６

37　管理者による管理等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５６

　38　運営規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５８

　39　勤務体制の確保等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６０

　40　業務継続計画の策定等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６２

41　定員の遵守・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６４

42　非常災害対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６４

　 43　衛生管理等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６６

　　　44　協力医療機関等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６６

　45　掲示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６８

46 身体拘束等の禁止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６８

47　秘密保持等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６８

　48　情報の提供等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７０

　49　利益供与等の禁止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７０

　50　苦情解決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７２

51　事故発生時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７４

52　虐待の防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７４

　 53　会計の区分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７４

54 記録の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７６

55 電磁的記録等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７６

第５　変更の届出等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７６

第６　介護給付費又は訓練等給付費の算定及び取扱い

　 　○　基本事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７８

　１　施設入所支援サービス費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７８

　　　２　夜勤職員配置体制加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８０

　３　重度障害者支援加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８２

　４　夜間看護体制加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８４

４の２　視覚・聴覚言語障害者支援体制加算・・・・・・・・・・・・・・・・　８４

４の３　高次脳機能障害者支援体制加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８６

　　　５　入所時特別支援加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８６

　　　６　入院・外泊時加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８６

　７　入院時支援特別加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８６

　　　８　地域移行加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８８

８の２　地域移行促進加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８８

　　　９　地域生活移行個別支援特別加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８８

　　　10　栄養マネジメント加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９０

11　経口移行加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９０

　　　12　経口維持加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９０

　　　13　口腔衛生管理体制加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９２

　　　14　口腔衛生管理加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９２

　　　15　療養食加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９２

　　　16　地域移行支援体制加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９２

　　　17　通院支援加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９２

　　　18　集中的支援加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９４

　　　19　障害者支援施設等感染対策向上加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９４

　　　20　新興感染症等施設療養加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９６

21　福祉・介護職員処遇改善加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９６

22　福祉・介護職員等特定処遇改善加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９６

23　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算・・・・・・・・・・・・・・・　９６

24　福祉・介護職員等処遇改善加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９８

（参考）

主な根拠法令等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１００

Ⅰ 運営指導当日準備する必要書類

　 　　　 障害者支援施設

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １ | 指定申請書類(控) | 有･無 |
| ２ | 組織図 | 有･無 |
| ３ | 勤務表，出勤簿 | 有･無 |
| ４ | 給与台帳 | 有･無 |
| ５ | 登録証，免許証 | 有･無 |
| ６ | 平面図 | 有･無 |
| ７ | 運営規程 | 有･無 |
| ８ | 契約書，重要事項説明書 | 有･無 |
| ９ | 利用料金等の説明文書，パンフレットなど | 有･無 |
| 10 | 受給者証（写） | 有･無 |
| 11 | 看護・介護記録，生活介護計画等 | 有･無 |
| 12 | 辞令又は雇用契約書 | 有･無 |
| 13 | 前年度利用者数が分かる資料 | 有･無 |
| 14 | 職員の研修の記録 | 有･無 |
| 15 | 消防計画 | 有･無 |
| 16 | 衛生管理等に関する記録 | 有･無 |
| 17 | 就業規則 | 有･無 |
| 18 | 秘密保持に関する就業時の取り決め（雇用契約書，誓約書など） | 有･無 |
| 19 | 秘密保持に関する利用者の同意書 | 有･無 |
| 20 | 苦情解決に関する記録 | 有･無 |
| 21 | 事故に関する記録 | 有･無 |
| 22 | 緊急時の連絡体制に関する書類 | 有･無 |
| 23 | 損害賠償保険証書 | 有･無 |
| 24 | 変更届(控) | 有･無 |
| 25 | 金銭台帳の類 | 有･無 |
| 26 | 介護給付費又は訓練等給付費請求書(控) | 有･無 |
| 27 | 介護給付費又は訓練等給付費明細書(控) | 有･無 |
| 28 | サービス提供実績記録票（控） | 有･無 |
| 29 | サービス提供証明書（控） | 有･無 |
| 30 | 領収証(請求書)(控) | 有･無 |
| 注１　運営指導対象期間は，令和　６年　４月　１日から運営指導当日までですので，  その期間に対応した上記書類を準備してください。  注２　その他の書類についても当日提示していただく場合があります。 | | |

**Ⅱ 主眼事項及び着眼点（指定障害者支援施設）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **第１　基本方針**  **第２　人員に関する基準**  **１　従業者の員数**  **一　従業者の員数**  **（１）生活介護を行う場合**  **①　医師** | （１）指定障害者支援施設等は，利用者の意向，適性，障害の特性その他の事情を踏まえた計画（個別支援計画）を作成し，これに基づき利用者に対して施設障害福祉サービスを提供するとともに，その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に施設障害福祉サービスを提供しているか。  （２）指定障害者支援施設等は，利用者の意思及び人格を尊重して，常に当該利用者の立場に立った施設障害福祉サービスの提供に努めているか。  （３）指定障害者支援施設等は，利用者の人権の擁護，虐待の防止等のため，必要な体制の整備を行うとともに，その従業者に対し，研修を実施する等の措置を講じているか。  （４）指定障害者支援施設等は，利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ，利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し，当該意向を定期的に確認するとともに，法第77条第３項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ，利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じているか。  （５）指定障害者支援施設等は，利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに，利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ，利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し，一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ，必要な援助を行っているか。  　指定障害者支援施設等に置くべき従業者及びその員数は，次のとおりになっているか。  　生活介護を行う場合に置く従業者及びその員数は次のとおりとなっているか。  　利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数となっているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　嘱託医を確保することをもって，これを満たすものとして取り扱うことも差し支えない。  　　生活介護において看護師等による利用者の健康状態の把握や健康相談等が実施され，必要に応じて医療機関への通院等により対応することが可能な場合に限り，医師を配置しない取扱いとすることができる。 | ○運営規程  ○個別支援計画  ○ケース記録  ○同上  ○運営規程  ○研修修計画，研修実施記録  ○虐待防止関係書類  ○体制の整備をしていることが分かる書類  ○個別支援計画  ○意向確認した事が分かる書類  ○個別支援計画  ○意向確認した事が分かる書類  ○勤務実績表  ○出勤簿(ﾀｲﾑｶｰﾄﾞ)  ○従業員の資格証  ○勤務体制一覧表  ○利用者数（平均利用人数)が分かる書類(実績表等) | 法第44条  平18厚令172  第3条第１項  平18厚令172  第３条第２項  平18厚令172  第３条第３項  平18厚令172  第３条第４項  平18厚令172  第３条第５項  法第44条第１項  県条例第３条  平18厚令172第４条  平18厚令172  第４条第１項第１号イ  平18厚令172  第４条第１項第１号イ（1）  平19障発第0126001号  第三１(1)①ｱ |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **②　看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師），理学療法士，作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員** | ア　看護職員,理学療法士，作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は,生活介護の単位ごとに,常勤換算方法で,(ア)及び(イ)に掲げる数を合計した数以上となっているか。  （ア）①から③までに掲げる平均障害支援区分に応じ,それぞれ①から③までに定める数  ①　平均障害支援区分が４未満　利用者（平成18年厚生労働省告示第553号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員,設備及び運営に関する基準第184号において準用する同令第170条の２に規定する厚生労働大臣が定める者等」の三に定める者を除く。②及び③において同じ。）の数を６で除した数  ②　平均障害支援区分が４以上５未満　利用者の数を５で除した数  ③　平均障害支援区分が５以上　利用者の数を３で除した数  （イ）（ア）①の告示の三に定める者である利用者の数を10で除した数  ※「利用者」  　施設障害福祉サービスの提供に際して指定障害者支援施設等に入所する者又は当該指定障害者支援施設等に通所する者をいう。（平19障発第0126001号第一２(1)①）  イ　看護職員の数は,生活介護の単位ごとに,１以上となっているか。  ウ　理学療法士，作業療法士又は言語聴覚士の数は，利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は，生活介護の単位ごとに，当該訓練を行うために必要な数となっているか。  　ただし，理学療法士，作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合には，これらの者に代えて，日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置いているか。  エ　生活支援員の数は，生活介護の単位ごとに，１以上となっているか。  　　また，１人以上は常勤となっているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　常勤換算方法  （総従業者の１週間の勤務延べ時間数）÷（施設において定められている常勤の従業  者が１週間に勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする。））  ○　勤務延べ時間数  　勤務表上，当該施設障害福祉サービスの提供に従事する時間として明確に位置づけられている時間又は当該施設障害福祉サービスの提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含む）として明確に位置づけられている時間の合計数とする。  ○　平均障害支援区分の算定方法  （算式）  ｛（２×区分２に該当する利用者の数）＋  （３×区分３に該当する利用者の数）＋  （４×区分４に該当する利用者の数）＋  (５×区分５に該当する利用者の数）＋  （６×区分６に該当する利用者の数）｝／総利用者数  　　なお，平均障害支援区分の算出に当たって，経過措置利用者は又は生活介護以外の昼間サービスを利用する利用者は除かれ，小数点以下の端数が生じる場合には，小数点第２位以下を四捨五入することとする。  ○　看護職員及び生活支援員については，それぞれについて最低１人以上配置するとともに，必要とされる看護職員及び生活支援員のうち，１人以上は常勤でなければならない。  ○　「その他」の者  　柔道整復師，あん摩マッサージ指圧師，言語聴覚士 | ○勤務実績表  ○出勤簿(ﾀｲﾑｶｰﾄﾞ)  ○従業員の資格証  ○勤務体制一覧表  ○利用者数(平均利用人数)が分かる書類(実績表等) | 平18厚令172第４条  第１項第１号イ（2）(一)  平19障発第0126001号  第二２(1)  平18厚告553の三  平19障発第0126001号  第二２(2)  平18厚告542  平18厚令172第４条  第１項第１号イ(2)(二)  平19障発第0126001号  第三１(1)①イ  平18厚令172第４条  第１項第１号イ(2)(三)  平19障発第0126001号  第三１(1)①ウ  第１号ハ  平18厚令172第４条  第１項第１号イ(2)(四)  第１号二 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **③　サービス管理責任者**  **（２）自立訓練（機能訓練）を行う場合**  **①　看護職員，理学療法士，作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員**  **②　サービス管理責任者** | ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ，それぞれア又はイに掲げる数となっているか。  　ア　利用者の数が60以下　１以上  　イ　利用者の数が61以上　１に，利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上    また，１人以上は常勤となっているか。  　自立訓練（機能訓練）を行う場合に置くべき従業者及びその員数は次のとおりとなっているか。  ア　看護職員，理学療法士，作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は，常勤換算方法で，利用者の数を６で除した数以上となっているか。  イ　看護職員の数は，１以上となっているか。  　　また，１人以上は常勤となっているか。  ウ　理学療法士，作業療法士又は言語聴覚士の数は，１以上となっ  ているか。  　ただし，理学療法士，作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合には，これらの者に代えて，日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置いているか。  エ　生活支援員の数は，１以上となっているか。  　　また，１人以上は常勤となっているか。  　ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ，それぞれア又はイに掲げる数となっているか。  　ア　利用者の数が60以下　１以上  　イ　利用者の数が61以上　１に利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上  　 また，１人以上は常勤となっているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| （サービス管理責任者の兼務）  　 １人のサービス管理責任者は，最大利用者60人までの施設障害福祉サービス計画の作成等の業務を行うことができることとしていることから，この範囲で，指定障害者支援施設等のサービス管理責任者が，指定宿泊型自立訓練事業所，指定自立生活援助事業所，指定共同生活援助事業所，日中サービス支援型指定共同生活援助事業所若しくは外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に置くべきサービス管理責任者又は大規模な指定障害福祉サービス事業所等において，専従かつ常勤のサービス管理責任者１人に加えて配置すべきサービス管理責任者を兼務することは差し支えない。  　（例）利用者の数が30人の指定障害者支援施設におけるサービス管理責任者が，利用者の数が10人の指定宿泊型自立訓練事業所におけるサービス管理責任者と兼務する場合  ○　「その他」の者  柔道整復師，あん摩マッサージ指圧師，言語聴覚士 | ○勤務実績表  ○出勤簿(ﾀｲﾑｶｰﾄﾞ)  ○従業員の資格証  ○勤務体制一覧表  ○利用者数(平均利用人数)が分かる書類(実績表等)  ○同上 | 平18厚令172第４条  第１項第１号イ(3)  平18厚告544  平19障発第0126001号  第三１(1)①エ  平18厚令172第４条  第１項第１号ホ  平18厚令172第４条  第１項第２号イ  平18厚令172第４条  第１項第２号イ(1)(一)  平18厚令172第４条  第１項第２号イ(1)(二)  第２号ニ  平18厚令172第４条  第１項第２号イ(1)(三)  第２号ハ  平18厚令172第４条  第１項第２号イ(1)(四)  第２号ホ  平18厚令172第４条  第１項第２号イ(2)  平18厚令172第４条  第１項第２号ヘ |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **③　訪問による自立訓練(機能訓練）**  **（３）自立訓練（生活訓練）を行う場合**  **①　生活支援員**  **（看護職員）**  **②　サービス管理責任者**  **③　訪問による自立訓練(生活訓練）**  **（４）就労移行支援を行う場合**  **Ⅰ　就労移行支援**  **①　職業指導員及び生活支援員** | 指定障害者支援施設等が，指定障害者支援施設等における自立訓練(機能訓練)に併せて利用者の居宅を訪問することにより，自立訓練(機能訓練）を提供する場合は，①及び②に掲げる員数の従業者に加えて，当該訪問による自立訓練(機能訓練)を提供する生活支援員を１人以上置いているか。  　自立訓練（生活訓練）を行う場合に置くべき従業者及びその員数は次のとおりとなっているか。  　ア　常勤換算方法で，利用者の数を６で除した数以上となっているか。  　イ　健康上の管理等の必要がある利用者がいるために看護職員を置いている場合については，アに代えて，生活支援員及び看護職員の総数は，常勤換算方法で，利用者の数を６で除した数以上となっているか。  　　　この場合において，生活支援員及び看護職員の数は，それぞ  　　れ１以上となっているか。  　ウ　生活支援員のうち１人以上は常勤となっているか。  　ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ，それぞれア又はイに掲げる数となっているか。  　ア　利用者の数が60以下　１以上  　イ　利用者の数が61以上　１に利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上  　　　また，１人以上は常勤となっているか。  　指定障害者支援施設等が，指定障害者支援施設等における自立訓練(生活訓練)に併せて，利用者の居宅を訪問することにより自立訓練(生活訓練）を行う場合は，①及び②に掲げる員数の従業者に加えて，当該訪問による自立訓練(生活訓練)を提供する生活支援員を１人以上置いているか。  　就労移行支援を行う場合に置くべき従業者及びその員数は次のとおりとなっているか。  　ア　職業指導員及び生活支援員の総数は，常勤換算方法で，利用者の数を６で除した数以上となっているか。  　イ　職業指導員の数は，１以上となっているか。  　ウ　生活支援員の数は，１以上となっているか。  　エ　職業指導員又は生活支援員のうちいずれか１人以上は，常勤となっているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| （訪問による場合）  　　当該自立訓練（機能訓練）の利用により，当該指定障害者支援施設等を退所した利用者の居宅を訪問して行うこともできるが，この場合，当該指定障害者支援施設等に置くべき従業者の員数とは別に，当該業務を担当する生活支援員を１人以上確保する必要がある。  （サービス管理責任者）  （１）③参照  （訪問による場合）  （２）③参照 | ○勤務実績表  ○出勤簿(ﾀｲﾑｶｰﾄﾞ)  ○従業員の資格証  ○勤務体制一覧表  ○利用者数(平均利用人数)が分かる書類(実績表等)  ○同上 | 平18厚令172第４条  第１項第２号ロ  平19障発第0126001号  第三１(1)②ウ  平18厚令172第４条  第１項第３号イ  平18厚令172第４条  第１項第３号イ(1）  平18厚令172第４条  第１項第３号ロ  平18厚令172第４条  第１項第３号ニ  平18厚令172第４条  第１項第３号イ(2)  平18厚告544  平18厚令172第４条  第１項第３号ホ  平18厚令172第４条  第１項第３号ハ  平18厚令172第４条  第１項第４号イ  平18厚令172第４条  第１項第４号イ（1）  平18厚令172第４条  第１項第４号ハ |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **②　就労支援員**  **③　サービス管理責任者**  **Ⅱ　認定指定障害者支援施設**  **①　職業指導員及び生活支援員**  **②　サービス管理責任者** | 常勤換算方法で，利用者の数を15で除した数以上となっているか。  　ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ，それぞれア又はイに掲げる数となっているか。  　ア　利用者の数が60以下　１以上  　イ　利用者の数が61以上　１に利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上  　　　また，１人以上は常勤となっているか。  　Ⅰの規定にかかわらず，あん摩マッサージ指圧師，はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則によるあん摩マッサージ指圧師，はり師又はきゅう師の養成施設として認定されている指定障害者支援施設等（認定指定障害者支援施設）が就労移行支援を行う場合に置くべき従業者及びその員数は，次のとおりなっているか。  　ア　職業指導員及び生活支援員の総数は，常勤換算方法で，利用者の数を10で除した数以上となっているか。  　イ　職業指導員の数は，１以上となっているか。  　ウ　生活支援員の数は，１以上となっているか。  　エ　職業指導員又は生活支援員のうちいずれか１人以上は，常勤となっているか。  　ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ，それぞれア又はイに掲げる数となっているか。  　ア　利用者の数が60以下　１以上  　イ　利用者の数が61以上　１に利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上  　　　また，１人以上は常勤となっているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　職場実習のあっせん，求職活動の支援及び就職後の職場定着のための支援等，障害者に関する就労支援の経験を有した者が行うことが望ましい。    （サービス管理責任者）  （１）③　参照  ○ 従業者は，あん摩マッサージ指圧師，はり師及びきゅう師に係る学校又は養成施設の教員との兼務が可能である。  （サービス管理責任者）  （１）③　参照 | ○勤務実績表  ○出勤簿(ﾀｲﾑｶｰﾄﾞ)  ○従業員の資格証  ○勤務体制一覧表  ○利用者数(平均利用  人数)が分かる書類  (実績表等) | 平18厚令172第４条  第１項第４号イ(2)  平19障発第0126001号  第三１(1)④イ  平18厚令172第４条  第１項第４号イ(3)  平18厚告544  平18厚令172第４条  第１項第４号ニ  平18厚令172第４条  第１項第４号ロ  平19障発第0126001号  第三１(1)④エ  平18厚令172第４条  第１項第４号ロ(1)  平18厚令172第４条  第１項第４号ハ  平18厚令172第４条  第１項第４号ロ(2)  平18厚告544  平18厚令172第４条  第１項第４号ホ |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| （**５）就労継続支援Ｂ型を行う場合**  **①　職業指導員及び生活支援員**  **②　サービス管理責任者**  **（６）施設入所支援を行う場合**  **①　生活支援員**  **②　サービス管理責任者**  **二　利用者数の算定** | 就労継続支援Ｂ型を行う場合に置くべき従業者及びその員数は,次のとおりとなっているか。  ア　職業指導員及び生活支援員の総数は，常勤換算方法で，利用者の数を10で除した数以上となっているか。  イ　職業指導員の数は，１以上となっているか。  ウ　生活支援員の数は，１以上となっているか。  エ　職業指導員又は生活支援員のうち，いずれか１人以上は，常勤となっているか。  ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ，それぞれア又はイに定める数となっているか。  ア　利用者の数が60以下　　１以上  イ　利用者の数が61以上　　１に，利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上  また，１人以上は，常勤となっているか。  　施設入所支援を行うために置くべき従業者及びその員数は，次のとおりとなっているか。  　施設入所支援の単位（施設入所支援であって，その提供が同時に１又は複数の利用者に対して一体的に行われるもの）ごとに，ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ，それぞれア又はイに掲げる数となっているか。  ただし,自立訓練（機能訓練）,自立訓練（生活訓練）,就労移行支援又は就労継続支援Ｂ型を受ける利用者又は平成18年厚生労働省告示第553号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員,設備及び運営に関する基準第184号において準用する同令第170条の2に規定する厚生労働大臣が定める者等」の四に定める者に対してのみその提供が行われる単位にあっては,宿直勤務を行う生活支援員を1以上としているか。  　ア　利用者の数が60人以下　１以上  　イ　利用者の数が61人以上　１に利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上  　当該指定障害者支援施設等において，昼間実施サービスを行う場合に配置されるサービス管理責任者が兼ねているか。  　利用者の数は，前年度の平均値となっているか。ただし，新規に指定を受ける場合は，適切な推定数により算定されているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　夜間の時間帯（午後10時から翌日の午前５時までの時間を含めた連続する16時間をいい，原則として，指定障害者支援施設等ごとに設定するものとする。）において，入浴，排せつ又は食事の介護等を適切に提供する必要があることから，夜勤を行う生活支援員を必要数配置するものである。  ○　「前年度の平均値」  　前年度（毎年４月１日に始まり翌年３月31日をもって終わる年度とする。）の利用者延べ数を開所日数で除して得た数とし，算定に当たっては，小数点２位以下を切り上げるものとする。 | ○勤務実績表  ○出勤簿(ﾀｲﾑｶｰﾄﾞ)  ○従業員の資格証  ○勤務体制一覧表  ○利用者数(平均利用人数)が分かる書類(実績表等)  ○同上  ○利用者数(平均利用人数)が分かる書類（利用者名簿等） | 平18厚令172第４条  第１項第５号イ  平18厚令172第４条  第１項第５号イ(1)  平18厚令172第４条  第１項第５号ロ  平18厚令172第４条  第１項第５号イ(2)  平18厚令172第４条  第１項第５号ハ  平18厚令172第４条  第１項第６号イ  平18厚令172第４条  第１項第６号イ（1）  平18厚令172第４条  第１項第６号ロ  平18厚告第553の四  平18厚令172第４条  第１項第６号イ(2)  平18厚令172第４条  第２項 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **三　職務の専従**  **２　複数の昼間実施サービスを行う場合における従業者の員数** | 一に規定する指定障害者支援施設等の従業者は，生活介護の単位若しくは施設入所支援の単位ごとに専ら当該生活介護若しくは当該施設入所支援の提供に当たる者又は専ら自立訓練(機能訓練)，自立訓練（生活訓練），就労移行支援若しくは就労継続支援Ｂ型の提供に当たる者となっているか。  　ただし，利用者の支援に支障がない場合は，この限りではない。  （１）複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設等は，　昼間実施サービスの利用定員の合計が20人未満である場合は，第２の１の一の(１)の②のエ，１の一の(２)の①のイ及びエ，１の一の(３)の①のウ，１の一の(４)のⅠの①のエ，並びに１の一の(５)の①のエの規定にかかわらず，当該指定障害者支援施設等が提供する昼間実施サービスを行う場合に置くべき従業者(医師及びサービス管理責任者を除く)のうち１人以上は，常勤でなければならないとすることができる。  （２）複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設等は，　第２の１の一の(１)の③，１の一の(２)の②，１の一の(３)の②，１の一の(４)のⅠの③，１の一の(４)のⅡの②並びに１の一の(５)の②の規定にかかわらず，サービス管理責任者の数を，次の①及び②に掲げる当該指定障害者支援施設等が提供する昼間実施サービスのうち平成18年厚生労働省告示第544号「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」の三で定めるものの利用者の数の区分に応じ，それぞれ①及び②に掲げる数とし，この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち，１人以上は，常勤でなければならないとすることができる。  　　①　利用者の数の合計が60人以下　　１以上  　　②　利用者の数の合計が61人以上　　１に，利用者の数の合計が60を超えて40又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上 | いる・いない  該当する･しない  該当する･しない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　「専ら従事する」「専ら提供に当たる」  　　原則として，サービス提供時間帯を通じて施設障害福祉サービス以外の職務に従事しないことをいうものである。この場合のサービス提供時間帯とは，従業者の指定障害者支援施設等における勤務時間（生活介護及び施設入所支援については，サービスの単位ごとの提供時間）をいうものであり，当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。  ○　当該昼間実施サービスの利用定員の合計数が20人未満の場合は，当該指定障害者支援施設等に置くべき従業者のうち，１人以上が常勤の者であれば足りるものである。  ○　複数の昼間実施サービスを提供する指定障害者支援施設等に置くべきサービス管理者の数については，当該昼間実施サービスの利用定員の合計数に対して，必要な員数が確保されていれば足りるものである。  ○　昼間実施サービスの従業者が施設入所支援の生活支援員を兼務する場合は，当該昼間実施サービスの従業者の算定に当たっては，夜間の時間帯において当該施設入所支援の生活支援員が勤務すべき時間数を含めても差し支えない。 | ○従業者の勤務実態の分かる書類（出勤簿等）  ○勤務実績表  ○出勤簿(ﾀｲﾑｶｰﾄﾞ)  ○従業員の資格証  ○勤務体制一覧表  ○利用者数（平均利用人数）が分かる書類（利用者名簿等）  ○同上 | 平18厚令172第４条  第３項  平19障発第0126001号  第二２(4)  平18厚令172第５条  第１項  平19障発第0126001号  第三１(2)①  平18厚令172第５条  第２項  平18厚告544の三  平19障発第0126001号  第三１(2)②  平19障発第0126001号  第三１(1)⑧ |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **３　従たる事業所を設置する場合の特例** | 指定障害者支援施設等は，当該指定障害者支援施設等における主たる事業所と一体的に管理運営を行う事業所（従たる事業所）を設置する場合においては，主たる事業所及び従たる事業所の従業者（サービス管理責任者を除く）のうちそれぞれ１人以上は，常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事しているか。 | いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○従業者の勤務実態の分かる書類（出勤簿等） | 平18厚令172第５条の２  第２項  平19障発第0126001号  第二1 |  |
| １ 事業者指定の単位について  (1) 従たる事業所（昼間実施サービスの場）の取扱いについて  指定障害者支援施設の指定等は，原則として施設障害福祉サービスの提供を行う障害者支援施設ごとに行うものとするが，障害者支援施設で行う昼間実施サービス（生活介護，自立訓練（機能訓練），自立訓練（生活訓練），就労移行支援，就労継続支援Ａ型及び就労継続支援Ｂ型）については，次の①及び②の要件を満たす場合については，当該障害者支援施設内の「主たる事業所（昼間実施サービスの場に限る。以下同じ。）」のほか，一体的かつ独立したサービス提供の場として，当該障害者支援施設と異なる場所に一又は複数の「従たる事業所（昼間実施サービスの場に限る。以下同じ。）」を設置することが可能であり，これらを一の障害者支援施設として指定することができる取扱いとする。  ①　人員及び設備に関する要件  ア　「主たる事業所」及び「従たる事業所」の利用者の合計数に応じた従業者が確保されているとともに，「従たる事業所」において常勤かつ専従の従業者が１人以上確保されていること。  イ　「従たる事業所」の利用定員が障害福祉サービスの種類に応じて次のとおりであること。  (Ⅰ)　生活介護，自立訓練（機能訓練），自立訓練（生活訓練）又は就労移行支援 ６人以上  (Ⅱ)　 就労継続支援Ａ型及び就労継続支援Ｂ型 10人以上  ウ　「主たる事業所」と「従たる事業所」との間の距離が概ね30分以内で移動可能な距離であって，サービス管理責任者の業務の遂行上支障がないこと。  エ　利用者の支援に支障がない場合には，基準に定める設備の全部又は一部を設けないこととしても差し支えないこと。  ②　運営に関する要件  ア　利用申し込みに係る調整，職員に対する技術指導等が一体的に行われていること。  イ　職員の勤務態勢，勤務内容等が一元的に管理されていること。必要な場合には随時，主たる事業所と従たる事業所との間で相互支援が行える体制（例えば，当該従たる事業所の従業者が急病の場合等に，主たる事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制）にあること。  ウ　苦情処理や損害賠償等に際して，一体的な対応ができる体制にあること。  エ　事業の目的や運営方針，営業日や営業時間，利用料等を定める同一の運営規程が定められていること。  オ　人事・給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われるとともに，主たる事業所と当該従たる事業所間の会計が一元的に管理されていること。  (2) 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設において，昼間実施サービスを当該障害者支援施設と異なる場所で実施する場合は，(1)の①のイ及びウ並びに②の要件を満たしている場合は，一の障害者支援施設として取り扱うことが可能である。 | |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **第３　設備に関する基準**  **１　設備**  **（１）設備**  **（２）設備の基準**  **①　訓練・作業室**    **②　居室**  **③　食堂**  **④　浴室**  **⑤　洗面所**  **⑥　便所**  **⑦　相談室** | 指定障害者支援施設等の設備は，訓練・作業室，居室，食堂，浴室，洗面所，便所，相談室及び多目的室その他運営上必要な設備を設けているか。  　（相談室及び多目的室は利用者へのサービスの提供に当たって支障がない範囲で兼用することができる。）  （経過的指定障害者支援施設等については,就労継続支援Ａ型又は就労継続支援Ｂ型の用に供する訓練・作業室は,就労継続支援Ａ型又は就労継続支援Ｂ型の提供に当たって支障がない場合は,設けないことができる。）  　指定障害者支援施設等の設備の基準は，次のとおりとなっているか。  　ア　専ら当該指定障害者支援施設等が提供する施設障害福祉のサービスの種類ごとの用に供するものであるか。  　　（ただし，利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない。）  　イ 訓練又は作業に支障がない広さを有しているか。  　ウ　訓練又は作業に必要な機械器具等を備えているか。  　ア　一の居室の定員は４人以下とされているか。  　イ　地階に設けていないか。  　ウ　利用者１人あたりの床面積は，収納設備等を除き9.9平方メートル以上とされているか。  　エ　寝台又はこれに代わる設備を備えているか。  　オ　一以上の出入口は，避難上有効な空き地，廊下又は広間に直接面して設けているか。  　カ　必要に応じて利用者の身の回り品を保管することができる設備を備えているか。  　キ　ブザー又はこれに代わる設備を設けているか。  　ア　食事の提供に支障がない広さを有しているか。  　イ　必要な備品を備えているか。  　利用者の特性に応じたものとなっているか。  　ア　居室のある階ごとに設けられているか。  　イ　利用者の特性に応じたものであるか。  　ア　居室のある階ごとに設けられているか。  　イ　利用者の特性に応じたものであるか。  　室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けているか。 | いる・いない  ある・ない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いない・いる  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  ある・ない  いる・いない  ある・ない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○平面図，求積図  ○設備･備品等一覧表  　【目視】  ○同上 | 法第44条第２項  平18厚令172第６条  第１項  平18厚令172第６条  第４項  平18厚令172附則第５条  平18厚令172第６条  第２項  平18厚令172第６条  第２項第１号イ，ロ，ハ  平18厚令172第６条  第２項第２号イ，ロ，  ハ，ニ，ホ，ヘ，ト  平18厚令172第６条  第２項第３号イ，ロ  平18厚令172第６条  第２項第４号  平18厚令172第６条  第２項第５号イ，ロ  平18厚令172第６条  第２項第６号イ，ロ  平18厚令172第６条  第２項第７号 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **⑧　廊下幅**  **（３）認定指定障害者支援施設**  **（経過措置）**  **(１) 多目的室の経過措置**  **(２) 居室の定員の経過措置** | ア　1．5メートル以上とされているか。  　　ただし，中廊下の幅は，1．8メートル以上とされているか。  イ　廊下の一部の幅を拡張することにより，利用者，従業者等  の円滑な往来に支障がないようにされているか。  　認定指定障害者支援施設等が就労移行支援を行う場合の設備の基準は，（２）に規定するほか，あん摩マッサージ指圧師，はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則の規定によりあん摩マッサージ指圧師，はり師及びきゅう師に係る学校又は養成施設として必要とされる設備を有しているか。  　平成18年厚生労働省令第172号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員，設備及び運営に関する基準」施行の日（施行日）において現に存する指定身体障害者更生施設，指定身体障害者療護施設若しくは指定特定身体障害者授産施設，指定知的障害者更生施設，指定特定知的障害者授産施設若しくは指定知的障害者通勤寮又は精神障害者生活訓練施設若しくは精神障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物（基本的な設備が完成しているものを含み，施行日の後に建物の構造を変更したものを除く。）については，当分の間，第３の１の（１）に規定する多目的室を設けないことができる。  　施行日において現に存する指定知的障害者更生施設，指定特定知的障害者授産施設又は指定知的障害者通勤寮において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について，第３の１の(２)の②のア中「４人」とあるのは「原則として４人」とする。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  該当する・しない  該当する・しない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　「中廊下」とは，廊下の両側に居室等利用者の日常生活に直接使用する設備のある廊下をいう。  また，ここでいう「廊下の一部の幅を拡張することにより，利用者，従業者等の円滑な往来に支障がないようにしなければならないこと」とは，アルコーブを設けることなどにより，利用者又は従業者等がすれ違う際にも支障が生じない場合を想定している    ○　利用者のニーズを踏まえ，この基準に定める設備のほか，必要な設備を設けるよう努めるものとする。（段差の解消等） | ○設備･備品等一覧表  　【目視】 | 平18厚令172  第６条第２項第８号  イ，ロ  平19障発第0126001号  第三２(2)  平19障発第0126001号  第三２(3)  平18厚令172  第６条第３項  平18厚令172  附則第15条  平18厚令172  附則第16条 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **(３) 居室面積の経過措置**  **(４) ブザー又はこれに代わる設備の経過措置** | ①　施行日において現に存する指定身体障害者更生施設，指定身体障害者療護施設（旧身体障害者更生施設等指定基準附則第３条の適用を受けているものに限る。），指定特定身体障害者授産施設，指定知的障害者更生施設，指定特定知的障害者授産施設，指定知的障害者通勤寮において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について，第３の１の(２)の②のウの規定を適用する場合においては，「9．9平方メートル」とあるのは「6．6平方メートル」とする。  ②　施行日において現に存する精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について，第３の１の(２)の②のウの規定を適用する場合においては，「9．9平方メートル」とあるのは「4．4平方メートル」とする。  ③　施行日において現に存する指定身体障害者更生施設若しくは指定特定身体障害者授産施設であって旧身体障害者更生施設等指定基準附則第２条第１項若しくは第４条第１項の規定の適用を受けているもの又は指定知的障害者更生施設，指定特定知的障害者授産施設若しくは指定知的障害者通勤寮であって旧知的障害者更生施設等指定基準附則第２条から第４条までの規定の適用を受けているものにおいて，施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について，第３の１の(２)の②のウの規定を適用する場合においては，「9．9平方メートル」とあるのは「3．3平方メートル」とする。  ④　平成24年４月１日において現に存していた障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）第５条による改正前の児童福祉法第24条の２第１項に規定する指定知的障害児施設等であって,同日以後指定障害者支援施設等となるものに対する第３の１の(２)の②のウの規定の適用については,当分の間,「9．9平方メートル」とあるのは,「4.95平方メートル」とする。  ただし,指定障害者支援施設等となった後に増築され,又は改築される等建物の構造を変更した部分については,この限りでない。  ①　施行日において現に存する指定身体障害者更生施設，指定特定身体障害者授産施設，指定知的障害者更生施設，指定特定知的障害者授産施設，指定知的障害者通勤寮，精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については，当分の間，第３の１の(２)の②のキのブザー又はこれに代わる設備を設けないことができる。 | 該当する・しない  該当する・しない  該当する・しない  該当する・しない  該当する・しない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  |  | 平18厚令172  附則第17条第１項  平18厚令172  附則第17条第２項  平18厚令172  附則第17条第３項  平18厚令172  　　附則第17条の２  平18厚令172  附則第18条 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **(５) 廊下幅の経過措置** | ② 平成24年4月1日において現に存していた旧知的障害児施設等であって，同日以後指定障害者支援施設等となるものについては，当分の間，第３の１の(２)の②のキの規定は適用しない。  ただし，指定障害者支援施設等となった後に増築され，又は改築される等建物の構造を変更した部分については，この限りでない。  ①　施行日において現に存する指定知的障害者更生施設又は指定特定知的障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については，第３の１の(２)の⑧中「1．5メートル」とあるのは「1．35メートル」とする。  ②　施行日において現に存する指定知的障害者通勤寮，精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については，第３の１の(２)の⑧の規定は，当分の間，適用しない。  ③　施行日において現に存する指定身体障害者更生施設，指定身体障害者療護施設，指定特定身体障害者授産施設，指定知的障害者更生施設又は指定特定知的障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については，第３の１の(２)の⑧の規定は，当分の間，適用しない。  ④　平成24年4月1日において現に存していた旧知的障害児施設等であって，同日以後指定障害者支援施設等となるものについては，当分の間，第３の１の(２)の⑧の規定は適用しない。ただし，指定障害者支援施設等となった後に増築され，又は改築される等建物の構造を変更した部分については，この限りでない。 | 該当する・しない  該当する・しない  該当する・しない  該当する・しない  該当する・しない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  |  | 平18厚令172  附則第18条の２  平18厚令172  附則第19条第１項  平18厚令172  附則第19条第２項  平18厚令172  附則第19条第３項  平18厚令172  附則第20条 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **第４　運営に関する基**  **準**  **１　内容及び手続きの説明及び同意**  **２　契約支給量の報告等** | （１）指定障害者支援施設等は，支給決定障害者が施設障害福祉サービスの利用の申込みを行ったときは，当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ，当該利用申込者に対し，実施する施設障害福祉サービスの種類ごとに，運営規程の概要，従業者の勤務体制，その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い，当該施設障害福祉サービスの提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。  （２）指定障害者支援施設等は，社会福祉法第77条（利用契約の成立時の書面の交付）の規定に基づき書面の交付を行う場合は，利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。  （１）指定障害者支援施設等は，施設障害福祉サービスを提供するときは，当該施設障害福祉サービスの種類ごとの内容，契約支給量，その他の必要な事項（受給者証記載事項）を支給決定障害者の受給者証に記載しているか。  （２）契約支給量の総量は，当該支給決定障害者の支給量を超えていないか。  （３）指定障害者支援施設等は施設障害福祉サービスの利用に係る契約をしたときは，受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。  （４）指定障害者支援施設等は，受給者証記載事項に変更があった場合に，（１）から（３）に準じて取り扱っているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いない・いる  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| （重要事項の主な項目）  ① 指定障害者支援施設等の設置者の名称及び主たる事務所の所在地  ② 指定障害者支援施設等が提供する施設障害福祉サービスの内容  ③ 施設障害福祉サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項  ④ 施設障害福祉サービスの提供開始年月日  ⑤ 施設障害福祉サービスに係る苦情を受け付けるための窓口など  ※　利用者の承諾を得た場合には当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。    ○　当該契約に係る施設障害福祉サービスの提供が終了した場合にはその年月日を，月途中で終了した場合には当該月で既に提供した施設障害福祉サービスの量を記載すること。  ○　当該利用者が退所する場合には，その理由等を報告しなければならない。 | ○重要事項説明書  ○利用契約書  ○重要事項説明書  ○利用契約書  ○その他利用者に交付した書面  ○受給者証（写）  ○受給者証（写）  ○契約内容報告書  ○契約内容報告書  ○受給者証（写）  ○契約内容報告書 | 法第44条第２項  平18厚令172  第７条第１項  平19障発第0126001号  第三３(1)  平18厚令172  第７条第２項  平18厚令172  第８条第１項  平19障発第0126001号  第三３(2)①  平18厚令172  第８条第２項      平18厚令172  第８条第３項  平19障発第0126001号  第三３(2)③  平18厚令172  第８条第４項 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **３　提供拒否の禁止**  **４　連絡調整に対する協力**  **５　サービス提供困難時の対応**  **６　受給資格の確認** | 指定障害者支援施設等は，正当な理由がなく施設障害福祉サービスの提供を拒んでいないか。  　特に，障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。  指定障害者支援施設等は，施設障害福祉サービスの利用について市町村又は一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に，できる限り協力しているか。  （１）指定障害者支援施設等は，生活介護，自立訓練（機能訓練），自立訓練（生活訓練），就労移行支援又は就労継続支援Ｂ型に係る通常の実施地域等を勘案し，利用申込者に対し自ら適切な生活介護，自立訓練（機能訓練），自立訓練（生活訓練），就労移行支援又は就労継続支援Ｂ型を提供することが困難であると認めた場合は，適当な他の指定障害者支援施設等，指定生活介護事業者，指定自立訓練（機能訓練）事業者，指定自立訓練（生活訓練）事業者，指定就労移行支援事業者，指定就労継続支援Ｂ型事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。  （２）指定障害者支援施設等は，利用申込者が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は，適切な病院又は診療所の紹介その他の措置を速やかに講じているか。  　指定障害者支援施設等は，施設障害福祉サービスの提供を求められた場合は，その者の提示する受給者証によって，支給決定の有･無，支給決定をされたサービスの種類，支給決定の有効期間，支給量等を確かめているか。 | いない・いる  いない・いる  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは，  　① 当該指定障害者支援施設等の利用定員を超える利用申込みがあった場合  　② 入院治療の必要がある場合  　③ 当該指定障害者支援施設等が提供する施設障害福祉サービスの主たる対象とする障害の種類を定めている場合，その他利用者に対し自ら適切な施設障害福祉サービスを提供することが困難な場合  なお，指定障害者支援施設等が提供する就労移行支援については，前年度の実績（就労定着者の割合）に応じて基本報酬が決定されるため，就労定着者の割合を高めるために，利用者を選別することは認められず，施設障害福祉サービスに係る支給決定を受けた障害者に対しては，原則としてサービスを提供しなければならないものである。また，正当な理由がなく，指定障害者支援施設等がサービスの提供を拒否した場合は，勧告，命令，取消等の対象となるとともに，市町村において，障害者に施設障害福祉サービスに係る支給決定を行う際には，指定障害者支援施設等には正当な理由がない限りサービスの提供を拒否できないことを十分に周知し，サービスの提供を拒否された場合には当該指定障害者支援施設等の連絡先を開示するなど，当該規定の違反があったことを把握できるようにすることが重要であること。  ※　「難病等対象者」である理由のみをもって，一律機械的にサービス提供を拒否することのないよう留意すること。（平成25年３月６日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡） | ○紹介の記録等  ○同上  ○受給者証（写） | 平18厚令172第９条  平19障発第0126001号  第三３(3)  平18厚令172第10条  平18厚令172  第11条第１項  平18厚令172  第11条第２項  平18厚令172第12条 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **７　介護給付費又は訓練等給付費の支給の申請に係る援助**  **８　心身の状況等の把**  **握**  **９　指定障害福祉サービス事業者等との連携等**  **10　身分を証する書類の携行**  **11　サービスの提供の記録** | （１）指定障害者支援施設等は，施設障害福祉サービスに係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は，その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費又は訓練等給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。  （２）指定障害者支援施設等は，施設障害福祉サービスに係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し，支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費又は訓練等給付費の支給申請について，必要な援助を行っているか。  　指定障害者支援施設等は，施設障害福祉サービスの提供に当たっては，利用者の心身の状況，その置かれている環境，他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。  （１）指定障害者支援施設等は，施設障害福祉サービスを提供するに当たっては，地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い，市町村，他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めているか。  （２）指定障害者支援施設等は，施設障害福祉サービスの提供の終了に際しては，利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに，保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。  　指定障害者支援施設等は，利用者の居宅を訪問して，自立訓練（機能訓練）又は自立訓練（生活訓練）を行う場合には，従業者に身分を証する書類を携行させ，初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは，これを提示すべき旨を指導しているか。  （１）指定障害者支援施設等は，当該指定障害者支援施設等において施設入所支援を受ける者以外の者に対して，施設障害福祉サービスを提供した際は，当該施設障害福祉サービスの種類ごとに，提供日，内容その他必要な事項を，当該施設障害福祉サービスの提供の都度，記録しているか。  （２）指定障害者支援施設等は，当該指定障害者支援施設等において施設入所支援を受ける者に対して施設障害福祉サービスを提供した際は，当該施設障害福祉サービスの種類ごとに，提供日，内容その他必要な事項を記録しているか。  （３）指定障害者支援施設等は，(1)及び(2)の規定による記録に際しては，提供した施設障害福祉サービスの種類ごとに，支給決定障害者から施設障害福祉サービスを提供したことについて確認を受けているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　支給決定の有効期間の終了に伴い引き続き当該利用者が当該指定障害者支援施設等のサービスを利用する意向がある場合には，市町村の標準処理期間を勘案し，あらかじめ余裕をもって当該利用者が支給申請を行うことができるよう申請勧奨等の必要な援助を行うこと。  ○　利用者が当該施設を退所した後，地域生活への円滑な移行が可能となるよう，他の障害福祉サービス事業者等との連携を密接に行うこと。  ○　証書等には，当該指定障害者支援施設等の名称，当該従業者の氏名を記載するものとし，当該従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。 | ○アセスメント記録  ○ケース記録  ○個別支援計画  ○ケース記録  ○同上  ○身分証明書  ○サービス提供の記録  ○同上  ○同上 | 平18厚令172  第13条第１項  平18厚令172  第13条第２項  平19障発第0126001号  第三３(7)②  平18厚令172  第14条  平18厚令172  第15条第１項  平18厚令172  第15条第２項  平19障発第0126001号  第三３(9)②  平18厚令172  第16条  平19障発第0126001号  第三３(10)  平18厚令172  第17条第１項  平18厚令172  第17条第２項  平18厚令172  第17条第３項 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **12　指定障害者支援施設等が支給決定障害者に求めることのできる金銭の支払の範囲等**  **13　利用者負担額等の受領** | （１）指定障害者支援施設等が施設障害福祉サービスを提供する支給決定障害者に対して金銭の支払を求めることができるのは，当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって，当該支給決定障害者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。  （２）（１）の規定により金銭の支払を求める際は，当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに，支給決定障害者に対し説明を行い，その同意を得ているか。  　（ただし，13の（１）から（３）までに掲げる支払については，この限りではない。）  （１）指定障害者支援施設等は，施設障害福祉サービスを提供した際は，支給決定障害者から施設障害福祉サービスに係る利用者負担額の支払を受けているか。  （２）指定障害者支援施設等は，法定代理受領を行わない施設障害福祉サービスを提供した際は，支給決定障害者から施設障害福祉サービスに係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。  （３）指定障害者支援施設等は，（１）及び（２)の支払を受ける額のほか，施設障害福祉サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち支給決定障害者から受けることのできる次に掲げる費用の支払を受けているか。  　　①　生活介護を行う場合　次のアからエまでに掲げる経費  　　　ア　食事の提供に要する費用  　　　　　（次の（ア）又は（イ）に定めるところによる。以下同じ。）  （ア）食材料費及び調理等に係る費用に相当する額  （イ）障害者総合支援法施行令（平成18年政令第10号）第17条第1号に掲げる者のうち,支給決定障害者等及び同一の世帯に属する者（特定支給決定障害者にあっては,その配偶者に限る。）の所得割の額を合算した額が28万円未満（特定支給決定障害者にあっては,16万円未満）であるもの又は同令第17条第2号から第4号までに掲げる者に該当するものについては,食材料費に相当する額  　　　イ　創作的活動にかかる材料費  　　　ウ　日用品費  　　　エ　アからウのほか，生活介護において提供される便宜に要する費用のうち，日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって，支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　介護給付等対象外の便宜に係る費用 は，その実費相当額を利用者から徴収できるが曖昧な名目による費用の徴収は認めないことから運営規程等に明示されること必要である。  　　なお，嗜好品の購入等サービス提供とは関係のない便宜の供与に関する費用徴収とは区分される。 | ○利用者の同意の記録  ○請求書（控）  ○領収書（控）  ○同上  ○同上 | 平18厚令172  第18条第１項  平18厚令172  第18条第２項  平18厚令172  第19条第１項  平18厚令172  第19条第２項  平18厚令172  第19条第３項  平18厚令172  第19条第３項第１号  平18厚令172  第19条第４項  平18厚告545二のイ  平18政令10  第17条第１～４号 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
|  | ②　自立訓練（機能訓練），自立訓練（生活訓練），就労移行支援又は就労継続支援Ｂ型を行う場合  　　　　次のアからウまでに掲げる経費  　ア　食事の提供に要する費用  　イ　日用品費  　ウ　ア及びイのほか，自立訓練（機能訓練），自立訓練（生活訓練），就労移行支援又は就労継続支援Ｂ型において提供される便宜に要する費用のうち，日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって，支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの  ③　施設入所支援を行う場合　次のアからオまでに掲げる経費  　ア　食事の提供に要する費用及び光熱水費（特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合は，施行令第21条第１項第１号に規定する食事等の費用基準額（当該特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定障害者支援施設に支払われた場合は，食費等の負担限度額）を限度とする。）  　　　イ　平成18年厚生労働省告示第541号「厚生労働大臣の定める利用者が選定する特別な居室の提供に係る基準」に基づき利用者が選定する特別な居室（国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれらの準ずるものを受けて建築され，買収され，又は改造されたものを除く。）の提供を行ったことに伴い必要となる費用  ウ　被服費  　エ　日用品費  　オ　アからエまでに掲げるもののほか，施設入所支援において提供される便宜に要する費用のうち，日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって，支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの  （４）指定障害者支援施設等は，（１）から（３）までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は，当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しているか。  （５）指定障害者支援施設等は，（３）の費用に係るサービスの提供に当たっては，あらかじめ，支給決定障害者に対し，当該サービスの内容及び費用について説明を行い，支給決定障害者の同意を得ているか。 | いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　①エ，②ウ，③オの具体的な範囲については，「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて」（平成18年12月６日付け障発第1206002号当職通知）によるものとする。  ○　「日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって，支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの」の具体的な範囲  ① 利用者の希望によって，身の回り品として日常生活に必要なものを事業者又は施設が提供する場合に係る費用  　（例）一般的に利用者の日常生活に最低限必要と考えられる物品（例えば歯ブラシや化粧品等の個人用日用品等）であって，利用者の希望を確認した上で提供されるもの  ② 利用者の希望によって，教養娯楽等として日常生活に必要なものを事業者又は施設が提供する場合に係る費用  （例）事業者又は施設が障害福祉サービス等の提供の一環として実施するクラブ活動や行事における材料費，入浴に係る費用等が想定されるものであり，全ての利用者に一律に提供される教養娯楽に係る費用（共用の談話室等にあるテレビやカラオケ設備の使用料等）について，「その他日常生活費」として徴収することは認められない。  ③ 利用者の希望によって，送迎を事業者又は施設が提供する場合に係る費用（送迎加算を算定している場合においては，燃料費等の実費が送迎加算の額を超える場合に限る。） | ○領収書（控）  ○重要事項説明書 | 平18厚令172  第19条第３項第２号  平18厚令172  第19条第３項第３号  平18政令10  第21条の３第１項  平18厚告541  平18厚令172  第19条第５項  平18厚令172  第19条第６項 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **14　利用者負担額に係る管理**  **15　介護給付費又は訓練等給付費の額に係る通知等**  **16　施設障害福祉サービスの取扱方針** | （１）指定障害者支援施設等は，支給決定障害者（当該指定障害者支援施設等において施設入所支援を受ける者に限る。）が同一の月に当該指定障害者支援施設等が提供する施設障害福祉サービス等及び他の指定障害福祉サービスを受けたときは，当該指定障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該施設障害福祉サービス及び当該他の指定障害福祉サービス等につき法第29条第３項（法第31条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（利用者負担額合計額）を算定しているか。  　　　この場合において，当該指定障害者支援施設等は，利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに，当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。  （２）指定障害者支援施設等は，支給決定障害者（当該指定障害者支援施設等において施設入所支援を受けるものを除く。）の依頼を受けて，当該支給決定障害者が同一の月に当該指定障害者支援施設等が提供する施設障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは，当該施設障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しているか。  　　　この場合において，当該指定障害者支援施設等は，利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに，当該支給決定障害者及び他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。  （１）指定障害者支援施設等は，法定代理受領により市町村から施設障害福祉サービスに係る介護給付費又は訓練等給付費の支給を受けた場合は，支給決定障害者に対し，当該支給決定障害者に係る介護給付費又は訓練等給付費の額を通知しているか。  （２）指定障害者支援施設等は，法定代理受領を行わない施設障害福祉サービスに係る費用の支払を受けた場合は，その提供した施設障害福祉サービスの種類ごとの内容，費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者に対して交付しているか。  （１）指定障害者支援施設等は，施設障害福祉サービス計画に基づき，利用者の心身の状況等に応じて，その者の支援を適切に行うとともに，施設障害福祉サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないように配慮しているか。  （２）指定障害者支援施設等は，利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう，利用者の意思決定の支援に配慮しているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| 16-（２）  ○　「「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」（平成29年３月31日障発0331第15号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「意思決定支援ガイドライン」という。）を踏まえて，利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、意思決定支援ガイドラインに掲げる次の基本原則に十分に留意しつつ，利用者の意思決定の支援に配慮すること。  ア 本人への支援は，自己決定の尊重に基づき行う。  イ 職員等の価値観においては不合理と思われる決定でも，他者への権利を侵害しないのであれば，その選択を尊重するように努める姿勢が求められる。  ウ 本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合は，本人をよく知る関係者が集まって，様々な情報を把握し，根拠を明確にしながら意思及び選好を推定する。 また，利用者が経験に基づいた意思決定ができるよう体験の機会の確保に留意するとともに，意思決定支援の根拠となる記録の作成に努めること。 | ○利用者負担合計額通知書  ○同上  ○介護給付費又は訓練等給付費の額に係る通知（写）  ○サービス提供証明書（写）  ○行事計画など | 平18厚令172  第20条第１項  平18厚令172  第20条第２項  平18厚令172  第21条第１項  平18厚令172  第21条第２項  平18厚令172  第22条第１項  平18厚令172  第22条第２項  平19障発第0126001号  第三３(16)① |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **17　施設障害福祉サービス計画の作成等** | （３）指定障害者支援施設等の従業者は，施設障害福祉サービスの  提供に当たっては，懇切丁寧を旨とし，利用者又はその家族に  対し，支援上必要な事項について，理解しやすいように説明を  行っているか。  （４）指定障害者支援施設等は，その提供する施設障害福祉サービスの質の評価を行い，常にその改善を図っているか。  （１）指定障害者支援施設等の管理者は，サービス管理責任者に施設障害福祉サービスに係る個別支援計画（施設障害福祉サービス計画）の作成に関する業務を担当させているか。  （２）サービス管理責任者は，施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては，適切な方法により，利用者について，その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活及び課題等の把握（アセスメント）を行うとともに，利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ，利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。  　　　この場合において、サービス管理責任者は、第24条の3第1項の地域移行等意向確認担当者（以下「地域移行等意向確認担当者」という。）が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえているか。  （３）アセスメントに当たっては，利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には，適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しているか。  （４）アセスメントに当たっては，利用者に面接して行っているか。  　　この場合において，サービス管理責任者は，面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し，理解を得ているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　「支援上必要な事項」  　　施設障害福祉サービス計画の目標及び内容のほか，行事及び日課等も含むものである。また，本人の意思に反する異性介助がなされないよう，サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに，本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべきものである。  なお，把握した本人の意向については，サービス提供記録や面談記録等に記録するとともに，本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保について，人員体制の見直し等を含め必要な検討を行った結果，人員体制の確保等の観点から十分に対応することが難しい場合には，その旨を利用者に対して丁寧に説明を行い，理解を得るよう努めること。  ○　自らその提供する施設障害福祉サービスの質の評価を行うことはもとより，第三者による外部評価の導入を図るよう努め，常にサービスを提供する施設としての質の改善を図ること。  ○　「施設障害福祉サービス計画」  　　利用者及びその家族の生活に対する意向，総合的な支援の方針，生活全般の質を向上させるための課題，施設障害福祉サービスの目標及びその達成時期，施設障害福祉サービスを提供する上での留意事項等を記載した書面である。 | ○自己評価に関する記録  ○外部評価結果の記録  ○個別支援計画  ○サービス管理責任者が個別支援計画を作成していることが分かる書類  ○個別支援計画  ○アセスメント及びモニタリングを実施したことが分かる書類  ○アセスメントを実施したことが分かる記録  ○面接記録  ○アセスメントを実施したことが分かる記録  ○面接記録 | 平18厚令172  第22条第３項  平19障発第0126001号  第三３(16)②  平18厚令172  第22条第４項  平19障発第0126001号  第三３(16)③  平18厚令172  第23条第１項  平19障発第0126001号  第三３(17)①  平18厚令172  第23条第２項  平18厚令172  第23条第３項  平18厚令172  第23条第４項 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **18　サービス管理責任者の責務** | （５）サービス管理責任者は，アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき，利用者及びその家族の生活に対する意向，総合的  な支援の方針，生活全般の質を向上させるための課題，施設障害福祉サービスごとの目標及びその達成時期，施設障害福祉サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設障害福祉サービス計画の原案を作成しているか。  　　　この場合において，当該指定障害者支援施設等が提供する施設障害福祉サービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて施設障害福祉サービス計画の原案に位置付けるよう努めているか。  （６）サービス管理責任者は,施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者及び当該利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい，テレビ電話装置等の活用可能。）を開催し,当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに，施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めているか。  （７）サービス管理責任者は，施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し，文書により利用者の同意を得ているか。  （８）サービス管理責任者は，施設障害福祉サービス計画を作成した際には，当該施設障害福祉サービス計画を利用者に交付しているか。  （９）サービス管理責任者は，施設障害福祉サービス計画の作成後，施設障害福祉サービス計画の実施状況の把握（モニタリング）（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに，少なくとも６月に１回以上（自立訓練（機能訓練），自立訓練（生活訓練）又は就労移行支援を提供する場合にあっては，少なくとも３月に１回以上），施設障害福祉サービス計画の見直しを行い，必要に応じて，施設障害福祉サービス計画の変更を行っているか。  （10）サービス管理責任者は，モニタリングに当たっては，利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし，特段の事情のない限り，次に定めるところにより行っているか。  　　①　定期的に利用者に面接すること。  　　②　定期的にモニタリングの結果を記録すること。    （11）施設障害福祉サービス計画に変更のあった場合，（２）から(８)に準じて取り扱っているか。  （１）サービス管理責任者は，施設障害福祉サービス計画の作成等のほか，次に掲げる業務を行っているか。  　①　利用申込者の利用に際し，その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により，その者の心身の状況，当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○個別支援計画の原案  ○他サービスとの連携状況が分かる書類  ○サービス担当者会議の記録  ○個別支援計画  ○入所者に交付した記録  ○個別支援計画  ○個別支援計画  ○アセスメント及びモニタリングに関する記録  ○モニタリング記録  ○面接記録  ○(２)から(８)に掲げる確認資料  ○個別支援計画  ○アセスメント及びモニタリングに関する記録 | 平18厚令172  第23条第５項  平18厚令172  第23条第６項  平18厚令172  第23条第７項  平18厚令172  第23条第８項  平18厚令172  第23条第９項  平18厚令172  第23条第10項  平18厚令172  第23条第11項  平18厚令172  第24条第1項 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **19　地域との連携等** | ②　利用者の心身の状況，その置かれている環境等に照らし，利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに，自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し，必要な援助を行うこと。  　③　他の従事者に対する技術指導及び助言を行うこと。  （２）サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めているか。  （１）指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っているか。  （２）指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）（以下「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。  （３）指定障害者支援施設等は、前項に規定する地域連携推進会議の開催のほか、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議の構成員が指定障害者支援施設等を見学する機会を設けているか。  （４）指定障害者支援施設等は、（２）の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しているか。  （５）（２）から（４）の規定は、指定障害者支援施設等がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として県知事が定めるものを講じている場合には、適用しないこととしているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| 19-（２）  ○　地域連携推進会議は，指定障害者支援施設等が，利用者及びその家族，地域住民の代表者，福祉や経営について知見を有する者並びに市町村の担当者等に対し，提供しているサービス内容等を明らかにし，地域との連携により，効果的な事業運営，サービスの透明性及び質の確保，利用者の権利擁護等を目的として設置するものであり，各施設が自ら設置し，おおむね年1回以上開催しなければならない。この地域連携推進会議は，施設の指定申請時には，既に設置されているか，確実な設置が見込まれることが必要となるものである。  ○　地域連携推進会議は，ウェブ会議システム等を活用して行うことができるものであるが，厚生労働省「福祉分野における個人情報保護に関するガイドライン」等を遵守すること。  19-（３）  地域連携推進会議の開催のほか，おおむね1年に1回以上，地域連携推進会議の構成員（以下「地域連携推進員」という。）が指定障害者支援施等を見学する機会を設けること。  なお，居室の見学については，当該居室の利用者の了承を得たうえでなければ，行ってはならないこと。  19-（４）  ④地域連携推進会議における報告等の記録は，同条第４項の規定に基づき，５年間保存しなければならない。  19-(5)  ⑤同条第５項に規定に基づき，地域連携推進会議の設置等に代えて，外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表等の措置を実施する場合は，サービスの第三者評価等の実施状況（実施した直近の年月日，実施した評価機関の名称，評価結果）を公表するとともに，その記録を５年間保存しなければならない。  ※　地域連携推進会議の設置等に係る義務付けの適用に当たっては，障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員，設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和６年厚生労働省令第17号）附則第２条第１項において，１年間の経過措置を設けており，令和７年３月31日までの間は，努力義務とされている。 | ○個別支援計画  ○アセスメント及びモニタリングに関する記録  ○サービス提供の記録  ○他の従業者に指導及び助言した記録  ○体制等状況一覧表  ○当該加算の届出書類等 | 平18厚令172  第24条第2項  平18厚令172  第24条の2第1項  平19障発第0126001号  第三３(19)  平18厚令172  第24条の2第2項  平19障発第0126001号  第三３(19)  平18厚令172  第24条の2第3項  平19障発第0126001号  第三３(19)  平18厚令172  第24条の2第4項  平19障発第0126001号  第三３(19)  平18厚令172  第24条の2第5項  平19障発第0126001号  第三３(19) |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **20　地域移行等意向確認担当者の選任等**  **21　相談等** | （１）指定障害者支援施設等は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（以下「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しているか。  （２）地域移行等意向確認担当者は、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しているか。  （３）地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めているか。  （１）指定障害者支援施設等は，常に利用者の心身の状況，その置かれている環境等の的確な把握に努め，利用者又はその家族に対し，その相談に適切に応じるとともに，必要な助言その他の援助を行っているか。  （２）指定障害者支援施設等は，利用者が，当該指定障害者支援施設等以外において生活介護，自立訓練（機能訓練），自立訓練（生活訓練），就労移行支援，就労継続支援Ａ型又は就労継続支援Ｂ型の利用を希望する場合には，他の指定障害福祉サービス事業者等との利用調整等必要な支援を実施しているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| 20-（１）  ○　地域移行等意向確認等については，地域移行等意向確認担当者が中心となって，少なくとも6月に1回以上は行うことが望ましい。  ○　地域移行等意向確認担当者は，利用者の解決すべき課題を把握した上で，施設障害福祉サービス計画の作成及び提供したサービスの客観的な評価等を行う役割を担うサービス管理責任者，又は地域における相談支援体制や障害福祉サービス提供体制等について知識を有する者を選任することが望ましい。  ○　地域移行等意向確認等に関する指針については，以下の内容を定めることが望ましい。なお，令和6年度中に指針の策定に係るマニュアルを作成予定である。  ア 地域移行等意向確認等の時期  イ 地域移行等意向確認担当者の選任方法  ウ 地域移行等意向確認等の実施方法及び実施体制  エ 地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援の内容  オ 地域の連携機関  ※　地域移行等意向確認担当者の選任等については，障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員，設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和６年厚生労働省令第17号）附則第２条第２項において，２年間の経過措置を設けており，令和８年３月31日までの間は，努力義務とされている。 | ○入所者に関する記録  ○同上 | 平18厚令172  第24条の3第1項  平19障発第0126001号  第三３(20)  平18厚令172  第24条の3第2項  平19障発第0126001号  第三３(20)  平18厚令172  第24条の3第3項  平19障発第0126001号  第三３(20)  平18厚令172  第25条第１項  平18厚令172  第25条第２項 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **22　介護**  **23　訓練** | （１）介護は，利用者の心身の状況に応じ，利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう，適切な技術をもって行っているか。  （２）指定障害者支援施設等は，施設入所支援の提供に当たっては，適切な方法により，利用者を入浴させ，又は清しきしているか。  （３）指定障害者支援施設等は，生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては，利用者の心身の状況に応じ，適切な方法により，排せつの自立について必要な援助を行なっているか。  （４）指定障害者支援施設等は，生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては，おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えているか。  （５）指定障害者支援施設等は，生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては，利用者に対し，離床，着替え，整容等の介護その他日常生活上必要な支援を適切に行っているか。  （６）指定障害者支援施設等は，常時１人以上の従業者を介護に従事させているか。  （７）指定障害者支援施設等は，その利用者に対して，利用者の負  担により，当該指定障害者支援施設等の従業者以外の者による介護を受けさせていないか。  （１）指定障害者支援施設等は，利用者の心身の状況に応じ，利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう，適切な技術をもって訓練を行っているか。  （２）指定障害者支援施設等は，自立訓練（機能訓練），自立訓練（生活訓練），就労移行支援又は就労継続支援Ｂ型の提供に当たっては，利用者に対し，自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう，利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行っているか。  （３）指定障害者支援施設等は，常時１人以上の従業者を訓練に従事させているか。  （４）指定障害者支援施設等は，その利用者に対して，利用者の負担により，当該指定障害者支援施設等の従業者以外の者による訓練を受けさせていないか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いない・いる  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いない・いる |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| 22-(３)  ○　排せつの介護は，利用者の心身の状況や排せつ状況などをもとに，自立支援の観点から，トイレ誘導や排せつ介助等について適切な方法により実施するものとする。  22-(４)  ○　利用者がおむつを使用せざるを得ない場合には，その心身及び活動の状況に適したおむつを提供するとともに，おむつ交換は，頻繁に行えばよいということではなく，利用者の排せつ状況を踏まえて実施するものとする。  22-(６)  ○ 「常に１人以上の従業者を介護に従事させなければならない」とは，夜間も含めて適切な介護を提供できるように介護に従事する生活支援員の勤務体制を定めておくとともに，複数の施設入所支援の単位など２以上の生活支援員の勤務体制を組む場合は，それぞれの勤務体制において常時１人以上の生活支援員の配置を行わなければならないことを規定したものである。  22-(７)  ○　施設障害福祉サービスの種類及びその提供内容に応じて，従業者の勤務体制を適切に組むこと。  23-(２)  ○　当該訓練は，単に身体機能の維持又は向上のための訓練を行うのみならず，利用者が当該施設を退所し，地域において自立した日常生活又は社会生活を営めるよう，当該利用者の生活全般にわたる諸課題を解決するための訓練も含め，総合的な支援を行うものでなければならない。  なお，指定障害者支援施設等が提供する就労移行支援は一般就労を希望する利用者に対し，生産活動，職場体験，就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う一般就労を目的とした施設障害福祉サービスであることから，一般就労移行後には当該利用者が自ら雇用された通常の事業所に通勤することができるよう，通勤のための訓練を実施しなければならない。  23-(３)  ○　「常時１人以上の従業者を訓練に従事させる」とは，適切な訓練を行うことができるように訓練に従事する従業者の勤務体制を定めておくとともに，２以上の生活支援員の勤務体制を組む場合は，それぞれの勤務体制において常時１人以上の常勤の生活支援員の配置を行わなければならないものである。 | (１)から(５)まで  ○個別支援計画  ○サービス提供の記録  ○業務日誌等  ○勤務実績表  ○出勤簿（タイムカード）  ○従業員の資格証  ○勤務体制一覧表  ○従業者名簿  ○雇用契約書  ○個別支援計画サービス提供の記録  ○業務日誌等  ○施設サービス計画 | 平18厚令172  第26条第１項  平18厚令172  第26条第２項  平18厚令172  第26条第３項  平19障発第0126001号  第三3(22)②  平18厚令172  第26条第４項  平19障発第0126001号  第三３(22)③  平18厚令172  第26条第５項  平18厚令172  第26条第６項  平19障発第0126001号  第三３(22)⑤  平18厚令172  第26条第７項  平19障発第0126001号  第三３(22)⑤  平18厚令172  第27条第１項  平18厚令172  第27条第２項  平19障発第0126001号  第三３(23)①  平18厚令172  第27条第３項  平19障発第0126001号  第三３(23)②  平18厚令172  第27条第４項 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **24　生産活動**  **25　工賃の支払等** | （１）指定障害者支援施設等は，生活介護，就労移行支援又は就労継続支援Ｂ型における生産活動の機会の提供に当たっては，地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うように努めているか。  （２）指定障害者支援施設等は，生活介護，就労移行支援又は就  労活動に従事する者の作業時間，作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しているか。  （３）指定障害者支援施設等は，生活介護，就労移行支援又は就労継続支援Ｂ型における生産活動の機会の提供に当たっては，生産活動の能率の向上が図られるよう，利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行っているか。  （４）指定障害者支援施設等は，生活介護，就労移行支援又は就労継続支援Ｂ型における生産活動の機会の提供に当たっては，防塵設備又は消火設備の設置等生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じているか。  （１）指定障害者支援施設等は，生活介護，就労移行支援又は就労  継続支援Ｂ型において行われる生産活動に従事している者に，当該生活介護，就労移行支援又は就労継続支援Ｂ型ごとに，生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払っているか。  （２）指定障害者支援施設等は，就労継続支援Ｂ型の提供に当たっては，（１）により利用者それぞれに対し支払われる１月当たりの工賃の平均額(（４）において「工賃の平均額」という。)を，3000円を下回るものとしていないか。  （３）指定障害者支援施設等は，就労継続支援Ｂ型の提供に当たっては，利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため，工賃の水準を高めるよう努めているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いない・いる  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○ 「利用者の疲労軽減等への配慮」  　施設等は，生産活動の機会を提供するに当たっては，利用者の障害の特性，能力などに配慮し，生産活動への参加が利用者の過重な負担とならないよう，生産活動への従事時間の工夫，休憩時間の付与，効率的に作業を行うための設備や備品の活用等により，利用者の負担ができる限り軽減されるよう，配慮すること。  ○　施設等は，実施する生産活動の能率の向上が図られるよう常に作業設備，作業工具，作業の工程などの改善に努めること。  ○ 施設等は，利用者が行う生産活動の安全性を確保すため，必要な措置を講ずる義務がある。  ○　会計処理については，社会福祉法人が設置する指定障害者支援施設等の場合は，「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」(平成28年３月31日付け雇児発0331第15号，社援発0331第39号，老発0331第45号，厚生労働省雇用均等・児童家庭局長，社会・援護局長，老健局長連名通知)を，社会福祉法人以外の法人が設置する指定障害者支援施設等の場合は，「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」（平成18年10月２日付け社援発第1002001号厚生労働省社会・援護局長通知）を参照  ○　一月当たりの利用者の利用日数が極端に少ない場合については，県知事 の判断により，当該影響を排除した計算方法により算出した工賃の平均額をもって本規定を適用することが可能であること。 | ○工賃支払記録  ○工賃支給規程  ○就労支援事業に関  する会計書類（出納  簿等）  ○工賃平均額が分かる書類（１年間の工賃支払総額，１か月の工賃支払対象者延べ人数等）  ○工賃の水準を高めることに努めていることが分かる書類（ケース記録等） | 平18厚令172  第28条第１項  平19障発第0126001号  第三３(24)②  平18厚令172  第28条第２項  平18厚令172  第28条第３項  平19障発第0126001号  第三３(24)③  平18厚令172  第28条第４項  平19障発第0126001号  第三３(24)④  平18厚令172  第29条第１項  平19障発第0126001号  第三３(25)  平18厚令172  第29条第２項  平19障発第0126001号  第三３(25)  平18厚令172  第29条第３項 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **26　実習の実施**  **27　求職活動の支援等の実施**  **28　職場への定着のための支援等の実施** | （４）指定障害者支援施設等は，就労継続支援Ｂ型の提供に当たっては，年度ごとに，工賃の目標水準を設定し，当該工賃の目標水準及び前年度に利用者それぞれに対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに，県に報告しているか。  （１）指定障害者支援施設等は，就労移行支援の提供に当たっては，利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習できるよう，実習の受入先を確保しているか。  （２）指定障害者支援施設等は，就労継続支援Ｂ型の提供に当たっては，利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習できるよう，実習の受入先の確保に努めているか。  （３）指定障害者支援施設等は，(1)及び(2)の実習の受入先の確保に当たっては，公共職業安定所，障害者就業・生活支援センター，特別支援学校等の関係機関と連携して，利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めているか。  （１）指定障害者支援施設等は，就労移行支援の提供に当たっては，公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援しているか。  （２）指定障害者支援施設等は，就労継続支援Ｂ型の提供に当たっては，公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めているか。  （３）指定障害者支援施設等は，就労移行支援又は就労継続支援Ｂ型の提供に当たっては，公共職業安定所，障害者就業・生活支援センター，特別支援学校等の関係機関と連携して，利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めているか。  （１）指定障害者支援施設等は，就労移行支援の提供に当たっては，利用者の職場への定着を促進するため，障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して，利用者が就職した日から６月以上，職業生活における相談等の支援を継続しているか。  （２）指定障害者支援施設等は，就労継続支援Ｂ型の提供に当たっては，利用者の職場への定着を促進するため，障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して，利用者が就職した日から６月以上，職業生活における相談等の支援の継続に努めているか。  （３）指定障害者支援施設等は，就労移行支援の提供に当たっては，利用者が，指定就労定着支援の利用を希望する場合には，（１）の支援が終了した日以後速やかに当該就労定着支援を受けられるよう，指定就労定着支援事業者との連絡調整を行っているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　実習時において，就労支援員等の職員が随行しない期間がある場合には，当該期間中に，実習先における利用者の状況について，利用者本人や実習先事業者から聞き取りを行うことにより，日報を作成するとともに，少なくとも１週間ごとに，当該聞き取りの内容等を元に，施設障害福祉サービス計画の内容の確認及び必要に応じた見直しを行うよう努めること。  ○　求職活動については，施設障害福祉サービス計画に基づき，公共職業安定所での求職の登録，合同就職面接会や企業面接への参加  などの機会を提供するとともに，当該求職活動が円滑に行えるよう，就労支援員等が必要に応じ支援すること。  28-（３）,（４）  ○　当該障害者に就労定着支援に係る利用の意向を確認し希望があるとき，当該指定障害者支援施設等において一体的に指定就労定着支援事業を実施している場合には，当該指定障害者支援施設等は就職後６月経過後（労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものとして就労移行支援等を受けた障害者については，当該就労移行支援等を受けた後，就労を継続している期間が６月経過後）に円滑な就労定着支援の利用が開始できるよう，当該指定就労定着支援事業者，指定特定計画相談支援事業者その他関係機関との連絡調整を図った上で，当該指定就労定着支援事業者による職場への定着 | ○工賃の目標水準を 設定した根拠が分かる書類（工賃支給規程，工賃向上計画書等）  ○利用者への工賃通知の控え  ○県への報告書  ○就労先事業所リスト類  ○求人情報綴り類  ○就労状況報告書 | 平18厚令172  第29条第４項  平18厚令172  第30条第１項  平19障発第0126001号  第三３(26)  平18厚令172  第30条第２項  平18厚令172  第30条第３項  平18厚令172  第31条第１項  平19障発第0126001号  第三３(27)  平18厚令172  第31条第２項  平18厚令172  第31条第３項  平18厚令172  第32条第１項  平18厚令172  第32条第２項  平19障発第0126001号  第三３(28)  平18厚令172  第32条第３項 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **29　就職状況の報告**  **30　食事**  **31　社会生活上の便宜の供与等**  **32　健康管理** | （４）指定障害者支援施設等は，就労継続支援Ｂ型の提供に当たっては，利用者が，指定就労定着支援の利用を希望する場合には，（２）の支援が終了した日以後速やかに当該就労定着支援を受けられるよう，指定就労定着支援事業者との連絡調整を行っているか。  　指定障害者支援施設等は，就労移行支援の提供に当たっては，毎  年，前年度における就職した利用者の数その他の就職に関する状況  を，県に報告しているか。  （１）指定障害者支援施設等（施設入所支援を提供する場合に限る。）は，正当な理由がなく，食事の提供を拒んでいないか。  （２）指定障害者支援施設等は，食事の提供を行う場合には，当該食事の提供に当たり，あらかじめ，利用者に対しその内容及び費用について説明を行い，その同意を得ているか。  （３）指定障害者支援施設等は，食事の提供に当たっては，利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し，適切な時間に食事の提供を行うとともに，利用者の年齢及び障害の特性に応じた，適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため，必要な栄養管理を行っているか。  （４）調理はあらかじめ作成された献立に従って行われているか。  （５）指定障害者支援施設等は，食事の提供を行う場合であって，指定障害者支援施設等に栄養士を置かないときは，献立の内容，栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めているか。  （１）指定障害者支援施設等は，適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めているか。  （２）指定障害者支援施設等は，利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き等について，その者又はその家族が行うことが困難である場合は，その者の同意を得て代わって行っているか。  （３）指定障害者支援施設等は，常に利用者の家族との連携を図るとともに，利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。  （１）指定障害者支援施設等は，常に利用者の健康の状況に注意するとともに，健康保持のための適切な措置を講じているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| のための支援に繋げるよう努めること。当該指定障害者支援施設等において指定就労定着支援事業を実施していない場合には，指定特定計画相談支援事業者その他関係機関との連絡調整を図った上で，当該指定障害者支援施設等以外が実施する指定就労定着支援事業者による職場への定着のための支援に繋げるよう努めること。  なお，就労定着支援に係る利用の希望がない場合においても，利用者に対する適切な職場への定着のための相談支援等が継続的に行われるよう，指定特定計画相談支援事業者等と必要な調整に努めること。  30 食事  ○　「正当な理由」とは，  ア　明らかに利用者が適切な食事を確保できる状態にある場合  イ　利用者の心身の状況から，明らかに適切でない内容の食事を求められた場合  ○　食事の提供を外部の事業者へ委託することは差し支えないが，指定障害者支援施設等は，受託事業者に対し，利用者の嗜好や障害の特性等が食事の内容に反映されるよう，定期的に調整を行わなければならない。  ○　利用者に提供される食事の内容については，できるだけ変化に富み，利用者の年齢や利用者の障害の特性に配慮したものとし，栄養的にもバランスのとれたものとすること。  ○　画一的なサービスを提供するのではなく，利用者が自らの趣味又は嗜好に応じた活動を通じて充実した日常生活を送ることができるように努めなければならない。  ○　特に金銭にかかるものについては書面等をもって事前に同意を得るとともに，代行した後はその都度本人に確認を得るものとする。  ○　利用者と家族の面会の場所や時間等についても，利用者やその家族の利便に配慮したものとするよう努めなければならない。  ○　利用者の健康管理は，保健所等との連絡の上，医師又は看護職員その他適当な者を健康管理の責任者とすること。 | ○施設障害福祉サービス計画  ○入所者に関する記録 | 平18厚令172  第32条第４項  平18厚令172第33条  平18厚令172  第34条第１項  平19障発第0126001号  第三３(30)①  平18厚令172  第34条第２項  平18厚令172  第34条第３項  平19障発第0126001号  第三３(30)②③  平18厚令172  第34条第４項  平18厚令172  第34条第５項  平18厚令172  第35条第１項  平19障発第0126001号  第三３(31)①  平18厚令172  第35条第２項  平19障発第0126001号  第三３(31)②  平18厚令172  第35条第３項  平19障発第0126001号  第三３(31)③  平18厚令172  第36条第１項  平19障発第0126001号  第三３(32)① |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **33　緊急時等の対応**  **34　施設入所支援利用者の入院期間中の取扱い**  **35　給付金として支払を受けた金銭の管理** | （２）指定障害者支援施設等は，施設入所支援を利用する利用者に対して，毎年２回以上定期に健康診断を行っているか  従業者は，現に施設障害福祉サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は，速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。  指定障害者支援施設等は，施設入所支援を利用する利用者について，病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって，入院後おおむね３月以内に退院することが見込まれるときは，その者の希望等を勘案し，必要に応じて適切な便宜を供与するとともに，やむを得ない事情がある場合を除き，退院後再び当該指定障害者支援施設等の施設入所支援を円滑に利用することができるようにしているか。  指定障害者支援施設等は，当該指定障害者支援施設等の設置者が利用者に係る平成23年厚生労働省告示第378号「厚生労働大臣が定める給付金」に定める給付金（給付金）の支給を受けたときは，給付金として支払いを受けた金銭を次に掲げるところにより管理しているか。  ①　当該利用者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの(これらの運用により生じた収益を含む。以下「利用者に係る金銭」という。)をその他の財産と区分すること。  ②　利用者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。  ③　利用者に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。  ④　当該利用者が退所した場合には，速やかに，利用者に係る金銭を当該利用者に取得させること。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | | | 関 係 書 類 | | 根 拠 法 令 | | | | 特 記 事 項 | | | | |
| ○　「必要に応じて適切な便宜を供与する」とは，利用者及びその家族の同意の上での入退院手続きやその他の個々の状況に応じた便宜を図ることを指すものであること。  ○　「入院後おおむね３月以内に退院するこ  とが見込まれる」かどうかの判断は，入院先の病院又は診療所の医師に確認するなどの方法によること。  ○　「やむを得ない事情がある場合」とは，単に当初予定の退院日に満床であることをもって該当するものではなく，例えば利用者の退院が予定より早まるなどの理由により，ベッドの確保が間に合わない場合等を指すものである。施設側の都合は，基本的に該当しないことに留意すること。  なお，当該例示の場合であっても，再入所が可能なベッドの確保ができるまでの間，短期入所の利用を検討するなどにより，利用者の生活に支障を来さないよう努める必要がある。 | | | ○緊急時対応マニュアル  ○ケース記録  ○事故等の対応記録  ○診断書等 | | 平18厚令172  第36条第２項  平18厚令172第37条  平18厚令172第38条  平19障発第0126001号  第三３(34)  平18厚令172第38条の２  平23厚告378 | | | |  | | | | |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | | | | | | | 自 己 評 価 | | | | | |
| **36　支給決定障害者に関する市町村への通知**  **37　管理者による管理**  **等** | 指定障害者支援施設等は，施設障害福祉サービスを受けている支給決定障害者が次のいずれかに該当する場合は，遅滞なく，意見を付してその旨を市町村に通知しているか。  　①　正当な理由なしに施設障害福祉サービスの利用に関する指示に従わないことにより，障害の状態等を悪化させたと認められるとき。  　②　偽りその他不正な行為によって介護給付費又は訓練等給付費を受け，又は受けようとしたとき。  （１）指定障害者支援施設等は，専らその職務に従事する管理者を置いているか。  　　　（ただし，当該指定障害者支援施設等の管理上支障がない場合は，当該指定障害者支援施設等の他の職務に従事させ，又は当該指定障害者支援施設等以外の事業所，施設等の職務に従事させることができる。）  （２）指定障害者支援施設等の管理者は，当該指定障害者支援施設等の従業者及び業務の管理その他の管理を，一元的に行っているか。  （３）指定障害者支援施設等の管理者は,当該指定障害者支援施設等の従業者に第２から第４を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。 | | | | | | | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない | | | | | |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | | | 関 係 書 類 | | 根 拠 法 令 | | | | | | | 特 記 事 項 | |
| ○　法第８条第１項の規定により，市町村は，偽りその他不正な手段によって介護給付費等の支給を受けた者があるときは，その者から，その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができることにかんがみ，指定障害者支援施設等は，その利用者が偽りその他不正な手段によって介護給付費等の支給を受け，又は受けようとしたときは，介護給付費等の適正化の観点から遅滞なく，意見を付して市町村に通知しなければならない。  37－（１）  ○　指定障害者支援施設等の管理者は，原則として，専ら当該指定障害者支援施設等の管理業務に従事するものである。ただし，以下の場合であって，当該指定障害者支援施設等の管理業務に支障がないときは，他の職務を兼ねることができるものとする。  ア 当該指定障害者支援施設等のサービス管理責任者又は従業者としての職務に従事する場合  イ 当該指定障害者支援施設等以外の他の指定障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等の管理者，サービス管理責任者又は従業者としての職務に従事する場合であって，当該他の事業所又は施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する時間帯も，当該指定障害者支援施設等の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握し，職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を支障なく行うことができ，また，事故発生時等の緊急時の対応について，あらかじめ対応の流れを定め，必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できる場合  37-（２），（３）  ○　指定障害者支援施設等の管理者の責務を，法の基本理念を踏まえた利用者本位のサービス提供を行うため，利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら，従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに，当該施設の従業者に基準の第二章第三節(運営に関する基準)の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うこととしたものである。 | | | ○勤務実績表  ○出席簿（タイムカード）  ○勤務体制一覧表  ○従業員の資格証  ○管理者の雇用形態が分かる書類  ○業務等の管理を行っていることが分かる書類（運営規程，業務日誌等）  ○従業員に遵守させるために必要な指揮命令を行ったことが分かる書類（業務日誌等） | | 平18厚令172第39条  平18厚令172  第40条第１項  平18厚令172  第40条第２項  平18厚令172  第40条第３項 | | | | | | |  | |
| 主 眼 事　項 | | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | | | | | 自 己 評 価 | | | | | | |
| **38　運営規程** | | 指定障害者支援施設等は，次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程を定めてあるか。  ①　指定障害者支援施設等の目的及び運営の方針  ②　提供する施設障害福祉サービスの種類  ③　従業者の職種，員数及び職務の内容  ④　昼間実施サービスに係る営業日及び営業時間  ⑤　提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員  ⑥　提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの内容並びに支給  決定障害者から受領する費用の種類及びその額  ⑦　昼間実施サービスに係る通常の事業の実施地域  ⑧　サービスの利用に当たっての留意事項  ⑨　緊急時等における対応方法  ⑩　非常災害対策  ⑪　提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに主たる対象とす  る障害の種類を定めた場合には当該障害の種類  ⑫　虐待の防止のための措置に関する事項  ⑬　その他運営に関する重要事項  ※　利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続について定めておくなど苦情解決の体制等について定めておくことが望ましい。  また，障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29 年厚生労働省告示第116 号）第二の三に規定する地域生活支援拠点等である場合は，その旨を規定し，「地域生活支援拠点等の整備促進について」（平成29 年７ 月７ 日付け障障発第0707 第1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）の２の（１）で定める拠点等の必要な機能のうち，満たす機能を明記すること。 | | | | | ある・ない  ある・ない  ある・ない  ある・ない  ある・ない  ある・ない  ある・ない  ある・ない  ある・ない  ある・ない  ある・ない  ある・ない  ある・ない | | | | | | |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | | | 関 係 書 類 | | 根 拠 法 令 | | | | 特 記 事 項 | | | | |
|  | | | ○運営規程  ○指定申請書（写）  ○変更届出書  （受理通知書） | | 平18厚令172第41条  平19障発第0126001号  第三３(37)  障害者虐待の防止，障害者の養護者に対する支援等に関する法律  平19障発第0126001号  第三３(37)⑧ | | | |  | | | | |
| ○　⑤利用定員は，施設障害福祉サービスの種類ごとに定めるものとし，具体的には次のとおりとすること。  ア　昼間実施サービス  同時に昼間実施サービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいうものであること。なお，複数の生活介護の単位が設置されている場合にあっては，当該生活介護の単位ごとに利用定員を定める必要があること。  イ　施設入所支援  施設入所支援の事業の専用の居室のベッド数と同数とすること。なお，複数の施設入所支援の単位が設置されている場合にあっては，当該施設入所支援の単位ごとに利用定員を定める必要があること。  ○　⑥「提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの内容」とは，年間行事・レクリエーション及び日課等を含めたサービスの内容を指すものであること。  また，「支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額」とは，基準第19条第３項により支払を受けることが認められている費用の額を指すものである。  ○　⑦指定障害者支援施設等へは利用者自ら通うことを基本としているが，生活介護の利用者のうち，障害の程度等により自ら通所することが困難な利用者に対しては，円滑な生活介護の利用が図られるよう，当該指定障害者支援施設等が送迎を実施するなどの配慮を行う必要があること。  ○　⑫「 虐待の防止のための措置に関する事項」  指定障害者支援施設等においても，利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応が図られるための必要な措置について，あらかじめ運営規程に定めること。  　具体的には，  　ア 虐待の防止に関する担当者の選定  　イ 成年後見制度の利用支援  　ウ 苦情解決体制の整備  　エ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施（研修方法や研修計画など）等を指すものであること。 | | | | |
| 主 眼 事　項 | | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | | | | | 自 己 評 価 | | | | | | |
| **39　勤務体制の確保等** | | （１）指定障害者支援施設等は，利用者に対し，適切な施設障害福祉サービスを提供できるよう，施設障害福祉サービスの種類ごとに，従業者の勤務体制を定めているか。  （２）指定障害者支援施設等は，施設障害福祉サービスの種類ごとに，当該指定障害者支援施設等の従業者によって施設障害福祉サービスを提供しているか。  　　　（ただし，利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については，この限りではない。）  （３）指定障害者支援施設等は，従業者の資質の向上のために，その研修の機会を確保しているか。  （４）指定障害者支援施設等は，適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から，職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。 | | | | | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない | | | | | | |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | | | 関 係 書 類 | | 根 拠 法 令 | | | | | | 特 記 事 項 | | |
| ○　原則として月ごとの勤務表（従業員の勤務体制を生活介護の単位等により２以上で行っている場合は，その勤務体制ごとの勤務表）を作成し，従業者の日々の勤務時間，常勤・非常勤の別，管理者との兼務関係等を明確にすること。  ○　当該施設の従業者によって施設障害福祉サービスを提供すべきであるが，洗濯等の利用者への介護・支援に直接影響を及ぼさない業務については，第三者への委託等を行うことを認めるものであること。  ○　従業者の資質の向上を図るため，研修機関が実施する研修や当該施設内の研修への参加の機会を計画的に確保すること。 | | | ○従業者の勤務表  ○勤務計画（予定）表  ○組織表等  ○辞令又は雇用契約書  ○勤務形態一覧表又は雇用形態が分かる書類  ○業務委託書  ○研修計画，研修実施記録  ○就業環境が害されることを防止するための方針が分かる書類 | | 平18厚令172  第42条第１項  平19障発第0126001号  第三３(38)①②③  平18厚令172  第42条第２項  平18厚令172  第42条第３項  平18厚令172  第42条第４項  平19障発第0126001号  第三３(38)④ | | | | | |  | | |
| 39－（４）  ○　同条第４項は，雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第11条第１項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第30条の２第１項の規定に基づき，事業主には，職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という。）の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ，規定したものである。事業主が講ずべき措置の具体的内容及び事業主が講じることが望ましい取組については，次のとおりとする。なお，セクシュアルハラスメントについては，上司や同僚に限らず，利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。  ア　事業主が講ずべき措置の具体的内容  事業主が講ずべき措置の具体的な内容は，事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上構ずべき措置等についての指針（令和２年厚生労働省告示第５号。以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりであるが，特に留意されたい内容は以下のとおりである。  ａ　事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発  職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し，従業者に周知・啓発すること。  ｂ　相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ，適切に対応するために必要な体制の整備  相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により，相談への対応のための窓口をあらかじめ定め，労働者に周知すること。  イ　事業主が講じることが望ましい取組について  パワーハラスメント指針においては，顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために，事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として，①相談に応じ，適切に対応するために必要な体制の整備，②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応，行為者に対して１人で対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等，業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されているので参考にされたい。 | | | | | | | | | | | | | |
| 主 眼 事　項 | | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | | | | | 自 己 評 価 | | | | | | |
| **40　業務継続計画の策定等** | | （１）指定障害者支援施設等は，感染症や非常災害の発生時において，利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施するための，及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し，当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。  （２）指定障害者支援施設等は，従業者に対し，業務継続計画について周知するとともに，必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。  （３）指定障害者支援施設等は，定期的に業務継続計画の見直しを行い，必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。  ※経過措置（令和6年3月31日までの間は努力義務） | | | | | いる・いない  いる・いない  いる・いない | | | | | | |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | | | 関 係 書 類 | | 根 拠 法 令 | | | | | | 特 記 事 項 | | |
|  | | | ○業務継続計画  ○研修及び訓練を実施したことが分かる書類  ○業務継続計画の見直しを検討したことが分かる書類 | | 平18厚令172  第42条の２第１項  令３厚令10附則第３条  平18厚令172  第42条の２第２項  令３厚令10附則第３条  平18厚令172  第42条の２第３項  令３厚令10附則第３条  平19障発第0126001号  　第三３(39) | | | | | |  | | |
| 40　業務継続計画の策定等  ①　基準第42条の２は，指定障害者支援施設等は，感染症や災害が発生した場合にあっても，利用者が継続して施設障害福祉サービスの提供を受けられるよう，施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施するための，及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定するとともに，当該業務継続計画に従い，従業者に対して，必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならないこととしたものである。なお，業務継続計画の策定，研修及び訓練の実施については，基準第42条の２に基づき事業所に実施が求められるものであるが，他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。また，感染症や災害が発生した場合には，従業者が連携して取り組むことが求められることから，研修及び訓練の実施にあたっては，全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。  ②　業務継続計画には，以下の項目等を記載すること。なお，各項目の記載内容については，「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。また，想定される災害等は地域によって異なるものであることから，項目については実態に応じて設定すること。なお，感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。  ア　感染症に係る業務継続計画  ａ　平時からの備え（体制構築・整備，感染症防止に向けた取組の実施，備蓄品の確保等）  ｂ　初動対応  ｃ　感染拡大防止体制の確立（保健所との連携，濃厚接触者への対応，関係者との情報共有等）  イ 災害に係る業務継続計画  ａ　平常時の対応（建物・設備の安全対策，電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策，必要品の備蓄等）  ｂ　緊急時の対応（業務継続計画発動基準，対応体制等）  ｃ　他施設及び地域との連携  ③　研修の内容は，感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに，平常時の対応の必要性や，緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。  職員教育を組織的に浸透させていくために，定期的（年２回以上）な教育を開催するとともに，新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また，研修の実施内容についても記録すること。なお，感染症の業務継続計画に係る研修については，感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。  ④　訓練（シミュレーション）においては，感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう，業務継続計画に基づき，事業所内の役割分担の確認，感染症や災害が発生した場合に実践する支援の演習等を定期的（年２回以上）に実施するものとする。なお，感染症の業務継続計画に係る訓練については，感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。  訓練の実施は，机上を含めその実施手法は問わないものの，机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 | | | | | | | | | | | | | |
| 主 眼 事　項 | | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | | | | | 自 己 評 価 | | | | | | |
| **41　定員の遵守**  **42　非常災害対策** | | 指定障害者支援施設等は，施設障害福祉サービスの種類ごとのそれぞれの利用定員及び居室の定員を超えて施設障害福祉サービスの提供を行っていないか。  　ただし，災害，虐待その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りでない。  （１）指定障害者支援施設等は，消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに，非常災害に関する具体的計画を立て，非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し，それらを定期的に従業者に周知しているか。  （２）指定障害者支援施設等は，非常災害に備えるため，定期的に避難，救出その他必要な訓練を行っているか。  （３）指定障害者支援施設等は，（２）の訓練の実施に当たって，地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。 | | | | | いない・いる  いる・いない  いる・いない  いる・いない | | | | | | |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | | | 関 係 書 類 | | 根 拠 法 令 | | | | | | 特 記 事 項 | | |
| ○　「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」とは，消防法（昭和23年法律第186号）その他法令等に規定された設備を示しており，それらの設備を確実に設置しなければならない。  ○　「非常災害に関する具体的計画」とは，消防法施行規則（昭和36年自治省令第６号）第３条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害，地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合，消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は，消防法第８条の規定に基づき定められる者に行わせるものとする。  ○　「関係機関への通報及び連絡体制の整備」とは，火災等の災害時に地域の消防機関に速やかに連絡をとるよう職員に周知徹底するとともに，日頃から消防団や地域住民との連携を図り，火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制づくりを求めることとしたものである。 | | | ○運営規程  ○利用者数が分かる書類（利用者名簿等）  ○非常火災時対応マニュアル（対応計画）  ○運営規程  ○通報・連絡体制  ○消防用設備点検の記録  ○避難訓練の記録  ○消防署への届出  ○地域住民が訓練に参加していることが分かる書類 | | 平18厚令172第43条  平19障発第0126001号  第三３(40)  平18厚令172  第44条第１項  平19障発第0126001号  第三３(41)②③④  平18厚令172  第44条第２項  平18厚令172  第44条第３項 | | | | | |  | | |
| 主 眼 事　項 | | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | | | | | 自 己 評 価 | | | | | | |
| **43　衛生管理等**  **44　協力医療機関等** | | （１）指定障害者支援施設等は，利用者の使用する設備又は飲用に供する水について，衛生的な管理に努め，又は衛生上必要な措置を講ずるとともに，健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。  （２）指定障害者支援施設等は，当該指定障害者支援施設等において感染症又は食中毒が発生し，又はまん延しないように，次に掲げる措置を講じているか。  ①　当該指定障害者支援施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに，その結果について，従業者に周知徹底を図っているか。  　　②　当該指定障害者支援施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。  　　③　当該指定障害者支援施設等において，従業者に対し，感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的に実施しているか。  ※経過措置（令和6年3月31日までの間は努力義務）  （１）指定障害者支援施設等は，利用者の病状の急変等に備えるため，あらかじめ，協力医療機関を定めているか。  （２）指定障害者支援施設等は，あらかじめ，協力歯科医療機関を定めておくよう努めているか。  （３）指定障害者支援施設等は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。）の発生時等の対応を取り決めるように努めているか。  （４）指定障害者支援施設等は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行っているか。 | | | | | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない | | | | | | |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | | | | 関 係 書 類 | | 根 拠 法 令 | | | | | | | 特 記 事 項 |
| ○　従業者が感染源となることを予防し，また従業者を感染の危険から守るため，手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じるべきことを規定したものであり，このほか，次の点に留意すること。  ①　感染症又は食中毒の発生及びまん延を防止するための措置等について，必要に応じて保健所の助言，指導を求めるとともに，常に密接な連携を保つこと。  ②　特にインフルエンザ対策，腸管出血性大腸菌感染症対策，レジオネラ症対策，新型コロナウイルス感染症対策等については，その発生及びまん延を防止するための措置について，別途通知等が発出されているので，これに基づき，適切な措置を講じること。  ③　空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。  44-（３）  ○　指定障害者支援施設等の入所者における新興感染症の発生時等に，感染者の診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築しておくため，感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）法第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関である病院又は診療所との新興感染症発生時等における対応を取り決めるよう努めることとしたものである。  取り決めの内容としては，流行初期期間経過後（新興感染症の発生の公表後４か月程度から6か月程度経過後）において，指定障害者支援施設等の入所者が新興感染症に感染した場合に，相談，診療，入院の要否の判断，入院調整等を行うことが想定される。なお，第二種協定指定医療機関である薬局や訪問看護ステーションとの連携を行うことを妨げるものではない。  44-（４）  ○　協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合には，当該協力機関との間で，新興感染症の発生時等における対応について協議を行うことを義務付けるものである。協議の結果，当該協力医療機関との間で新興感染症の発生時等の対応の取り決めがなされない場合も考えられるが，当該協力医療機関とは日頃から連携しており，新興感染症の発生時等にも連携して対応を行うことになることから，取り決めまで行うことが望ましい。 | | | | ○受水槽清掃記録簿  ○水質検査書  ○医薬品等管理簿  ○検便結果記録  ○浴槽・浴槽水の衛生管理表  ○委員会議事録  ○感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針  ○感染予防に関する職員研修記録等  ○協力医療機関等の契約書等 | | 平18厚令172  第45条第１項  平19障発第0126001号  第三３(42)  平18厚令172  第45条第２項  令３厚令10附則第４条  平18厚令172  第46条第１項  平18厚令172  第46条第２項  平18厚令172  第46条第３項  平19障発第0126001号  第三３(43)②  平18厚令172  第46条第４項  平19障発第0126001号  第三３(43)③ | | | | | | |  |
| 主 眼 事　項 | | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | | | | | 自 己 評 価 | | | | | | |
| **45　掲示**  **46　身体拘束等の禁止**  **47　秘密保持等** | | 指定障害者支援施設等は，指定障害者支援施設等の見やすい場所に，運営規程の概要，従業者の勤務の体制，協力医療機関及び協力歯科医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。  又は，指定障害者支援施設等は，これらの事項を記載した書面を当該指定障害者支援施設等に備え付け，かつ，これをいつでも関係者に自由に閲覧させているか。  （１）指定障害者支援施設等は，施設障害福祉サービスの提供に当たっては，利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き，身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体拘束等）を行っていないか。  （２）指定障害者支援施設等は，やむを得ず身体拘束等を行う場合には，その態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。  （３）指定障害者支援施設等は，身体拘束等の適正化を図るため，次に掲げる措置を講じているか。  ①　身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに，その結果について，従業者に周知徹底を図っているか。  ②　身体拘束等の適正化のための指針を整備しているか。  ③　従業者に対し，身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施しているか。  （１）指定障害者支援施設等の従業者及び管理者は，正当な理由がなく，その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。  （２）指定障害者支援施設等は，従業者及び管理者であった者が，正当な理由がなく，その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう，必要な措置を講じているか。  （３）指定障害者支援施設等は，他の指定障害福祉サービス事業者等に対して，利用者又はその家族に関する情報を提供する際は，あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。 | | | | | いる・いない  いる・いない  いない・いる  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いない・いる  いる・いない  いる・いない | | | | | | |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | | | 関 係 書 類 | | 根 拠 法 令 | | | | | 特 記 事 項 | | | |
| 45　掲示  ①　基準第47条第１項は，指定障害者支援施設等は，運営規程の概要，従業者の勤務体制，事故発生時の対応，苦情処理の体制，提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有･無，実施した直近の年月日，実施した評価機関の名称，評価結果の開示状況）等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を指定障害者支援施設等の見やすい場所に掲示することを規定したものであるが，次に掲げる点に留意する必要がある。  ア　事業所の見やすい場所とは，重要事項を伝えるべき利用申込者，利用者又はその家族に対して見やすい場所のことであること。  イ　従業者の勤務体制については，職種ごと，常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり，従業者の氏名まで掲示することを求めるものではないこと。  ②　同条第２項は，重要事項を記載したファイル等を利用申込者，利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該障害者支援施設等に備え付けることで同条第１項の掲示に代えることができることを規定したものである。  ○　施設等の従業者等が，従業者等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業者の雇用時等に取り決めるなどの措置を講ずべきこととするものである。 | | | ○施設の掲示物又は備え付け閲覧物  ○運営規程  ○個別支援計画  ○身体拘束等に関する書類  ○身体拘束等に関する書類（必要事項が記載されている記録，理由が分かる書類等）  ○委員会議事録  ○身体拘束等の適正化のための指針  ○研修を実施したことが分かる書類  ○従業者及び管理者の秘密保持誓約書  ○同上  ○その他必要な措置を講じたことが分かる文書（就業規則等）  ○利用者の同意に関  する記録(個人情報同意書) | | 平18厚令172  第47条第１項，第２項  平19障発第0126001号  第三３(44)  平18厚令172  第48条第1項  平18厚令172  第48条第２項  平18厚令172  第48条第３項  令３厚令10附則第５条  平18厚令172  第49条第１項  平19障発第0126001号  第三３(46)②  平18厚令172  第49条第２項  平18厚令172  第49条第３項 | | | | |  | | | |
| 主 眼 事　項 | | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | | | | | 自 己 評 価 | | | | | | |
| **48　情報の提供等**  **49　利益供与等の禁止** | | （１）指定障害者支援施設等は，当該指定障害者支援施設等を利用しようとする者が，適切かつ円滑に利用することができるように，当該指定障害者支援施設等が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。  （２）指定障害者支援施設等は，当該指定障害者支援施設等について広告をする場合においては，その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。  （１）指定障害者支援施設等は，一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し，利用者又はその家族に対して当該指定障害者支援施設等を紹介することの対償として，金品その他の財産上の利益を供与していないか。  （２）指定障害者支援施設等は，一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から，利用者又はその家族を紹介することの対償として，金品その他の財産上の利益を収受していないか。 | | | | | いる・いない  いない・いる  いない・いる  いない・いる | | | | | | |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　社会福祉法第75条(情報の提供)参照のこと。  ○　社会福祉法第79条(誇大広告の禁止)及び同施行規則第19条参照のこと。  49　利益供与等の禁止  ○　施設障害福祉サービスは，障害者が自立した日常生活又は社会生活が営むことができるよう，障害者が自ら施設障害福祉サービスのサービス内容や質に基づき利用の可否を判断するものである。  このため，障害者の意思決定を歪めるような金品授受による利用者誘因行為や就労斡旋行為を指定障害者支援施設等は行ってはならない。  具体的には，「利用者が友人を紹介した際に，紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与すること」，「施設障害福祉サービスの利用を通じて通常の事業所に雇用されるに至った利用者に対し祝い金を授与すること」，「施設障害福祉サービスの利用開始（利用後一定期間経過後も含む）に伴い利用者に祝い金を授与すること」，「利用者の就職を斡旋した事業所に対し金品の授与を行うこと」など，おおよそ施設障害福祉サービスのサービス内容には含まれないと考えられる内容があげられる。 | ○情報提供を行ったことが分かる書類（パンフレット等）  ○事業者のＨＰ画面・パンフレット | 平18厚令172  第50条第１項  平18厚令172  第50条第２項  平18厚令172  第51条第１項  平19障発第0126001号  第三３(47)③  平18厚令172  第51条第２項 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **50　苦情解決** | （１）指定障害者支援施設等は，その提供した施設障害福祉サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために，苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。  （２）指定障害者支援施設等は，（１）の苦情を受け付けた場合には，当該苦情の内容等を記録しているか。  （３）指定障害者支援施設等は，その提供した施設障害福祉サービスに関し，法第10条第１項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害者支援施設等の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ，及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに，市町村から指導又は助言を受けた場合は，当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。  （４）指定障害者支援施設等は，その提供した施設障害福祉サービスに関し，法第11条第２項の規定により県知事が行う報告若しくは施設障害福祉サービスの提供の記録，帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ，及び利用者又はその家族からの苦情に関して県知事が行う調査に協力するとともに，県知事から指導又は助言を受けた場合は，当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。  （５）指定障害者支援施設等は，その提供した施設障害福祉サービスに関し，法第48条第１項の規定により県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害者支援施設等の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ，及び利用者又はその家族からの苦情に関して県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに，県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は，当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。  （６）指定障害者支援施設等は，県知事，市町村又は市町村長から求めがあった場合には，（３）から（５）までの改善の内容を県知事，市町村又は市町村長に報告しているか。  （７）指定障害者支援施設等は，社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| 50　苦情解決  ○　「必要な措置」とは，具体的には，相談窓口，苦情解決の体制及び手順等指定障害者支援施設等における苦情を解決するための措置を講ずることをいうものである。  当該措置の概要については，利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載し，当該施設に掲示することが望ましい。  ○　指定障害者支援施設等は，苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち，苦情の内容を踏まえ，サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。 | ○苦情受付簿  ○重要事項説明書  ○契約書  ○事業所の掲示物  ○苦情者への対応記録苦情対応マニュアル  ○市町村からの指導又は助言を受けた場合の改善したことが分かる書類  ○県からの指導又は助言を受けた場合の改善したことが分かる書類  ○県又は市町村からの指導又は助言を受けた場合の改善したことが分かる書類  ○県等への報告書  ○運営適正委員会の調査又はあっせんに協力したことが分かる資料 | 平18厚令172  第52条第１項  平19障発第0126001号  第三３(48)①②③  平18厚令172  第52条第２項  平18厚令172  第52条第３項  平18厚令172  第52条第４項  平18厚令172  第52条第５項  平18厚令172  第52条第６項  平18厚令172  第52条第７項 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **51　事故発生時の対応**  **52　虐待の防止**  **53　会計の区分** | （１）指定障害者支援施設等は，利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は，県，市町村，当該利用者の家族等に連絡を行うとともに，必要な措置を講じているか。  （２）指定障害者支援施設等は，事故の状況及び事故に際して採った処置について，記録しているか。  （３）指定障害者支援施設等は，利用者に対する指定障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は，損害賠償を速やかに行っているか。  指定障害者支援施設等は，虐待の発生又はその再発を防止するため，次に掲げる措置を講じているか。  ①　当該指定障害者支援施設等における虐待の防止するための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに，その結果について，従業者に周知徹底を図っているか。  ②　当該指定障害者支援施設等において，従業者に対し，虐待の防止のための研修を定期的に実施しているか。  ③　①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。  指定障害者支援施設等は，実施する施設障害福祉サービスの種類ごとに経理を区分するとともに，指定障害者支援施設等の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | | 特 記 事 項 |
| ＜留意点＞  　① 利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合の対応方法については，あらかじめ定めておくことが望ましい。  また，事業所に自動体外式除細器（ＡＥＤ）を設置することや救命講習等を受講することが望ましい。なお，事業所の近隣にＡＥＤが設置されており，緊急時に使用できるよう，地域においてその体制や連携を構築することでも差し支えない。  　② 賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため，損害賠償保険に加入しておくことが望ましい。  　③ 事故が生じた際にはその原因を解明し，再発生を防ぐための対策を講じること。  ＜参考＞  　「福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針」（平成14年３月28日福祉サービスにおける危機管理に関する検討会） | ○事故対応マニュアル  ○県，市町村，家族等への報告記録  ○事故の対応記録  ○ヒヤリハットの記録  ○再発防止の検討記録  ○損害賠償を速やかに行ったことが分かる資料（賠償責任保険書類等）  ○委員会議事録  ○研修を実施したことが分かる書類  ○担当者を配置していることが分かる書類  ○収支予算書・決算書等の会計書類 | 平18厚令172  第54条第１項  平19障発第0126001号  第三３(49)①②③  平18厚令172  第54条第２項  平18厚令172  第54条第３項  平18厚令172  第54条の2  令３厚令10附則第２条  平18厚令172第55条 |  | |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **54　記録の整備**  **55　電磁的記録等**  **第５　変更の届出等** | （１）指定障害者支援施設等は，従業者，設備，備品及び会計に関する諸記録を整備してあるか。  （２）指定障害者支援施設等は，利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し，当該施設障害福祉サービスを提供した日から５年間保存しているか。  　　①　サービスの提供の記録  　　②　施設障害福祉サービス計画  　　③　支給決定障害者に関する市町村への通知に係る記録  　　④　身体拘束等の記録  　　⑤　苦情の内容等の記録  　　⑥　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録  （１）指定障害者支援施設等及びその従業者は，作成，保存その他これらに類するもののうち，書面（書面，書類，文書，謄本，抄本，正本，副本，複本その他文字，図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（２の（１）の受給者証記載事項又は６の受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び（２）に規定するものを除く。）については，書面に代えて，当該書面に係る電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができているか。  （２）指定障害者支援施設等及びその従業者は，交付，説明，同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち，書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては，当該交付等の相手方の承諾を得て，当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ，書面に代えて，電磁的方法（電子的方法，磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができているか。  指定障害者支援施設の設置者は，設置者の住所その他施行規則第34条の26で定める事項に変更があったときは，同条で定めるところにより，10日以内に，その旨を県知事に届け出ているか。 | ある・ない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○職員名簿  ○設備・備品台帳  ○帳簿等の会計書類  ○左記①から⑥までの書類  ○電磁的記録簿冊 | 平18厚令172  第56条第１項  平18厚令172  第56条第２項  平18厚令172  第57条第1項  平18厚令172  第57条第2項  法第46条第3項  施行規則第34条の26 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **第６　介護給付費又は訓練等給付費の算定及び取扱い**  **○　基本事項**  **１　施設入所支援サービス費** | （１）施設入所支援に要する費用の額は，平成18年厚生労働省告示第523号の別表「介護給付費等単位数表」の第９により算定する単位数に，平成18年厚生労働省告示第539号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める一単位の単価並びに厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。  （ただし，その額が現に当該施設入所支援に要した費用の額を超えるときは，当該現に施設入所支援に要した費用の額となっているか。）  （２）(１)の規定により，指定障害福祉サービス等に要する費用の額を算定した場合において，その額に１円未満の端数があるときは，その端数金額は切り捨てて算定しているか。  （１）施設入所支援サービス費については，次の①から③までのいずれかに該当する利用者に対して，指定施設入所支援等を行った場合に，利用定員及び障害支援区分(障害支援区分１から６までのいずれにも該当しない者又は障害支援区分の判定を行っていない者にあっては，「区分2以下」)に応じ，１日につき所定単位数を算定しているか。  ただし，地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の指定施設入所支援等の単位（指定施設入所支援等であって，その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるもの）の場合にあっては，所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。  ①　区分４（50歳以上の者にあっては，区分３）以上に該当する者  ②　指定自立訓練（機能訓練）等，指定自立訓練（生活訓練）等（指定宿泊型自立訓練を除く），指定就労移行支援又は就労継続支援Ｂ型等（指定自立訓練等）を受け，かつ，入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる者又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況，その他やむを得ない事情により，通所によって訓練等を受けることが困難な者  ③　平成18年厚生労働省告示第556号の二に定める者のうち，指定生活介護等を受ける者であって，区分３（50歳以上の者にあっては区分２）以下に該当するもの若しくは区分１から区分６までのいずれにも該当しないもの又は指定自立訓練等若しくは指定就労継続支援Ａ型等を受ける者 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○介護給付費等請求書（控）  ○介護給付費等明細書(控)  ○領収証(控)  ○施設サービス計画  ○実績記録  ○同上  ○同上  ○同上 | 法第29条第３項  平18厚告523の一  平18厚告539  法第29条第３項  平18厚告523の二  平18厚告523  別表第９の１の注１  平18厚告556の二 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| （定員超過減算）  （人員基準欠如減算）  （個別支援計画未作成  減算）  （管理栄養士若しくは  栄養士未配置減算又  は常勤管理栄養士若  しくは常勤栄養士未  配置減算）  （情報公表未報告減算）  （地域移行等意向確認  体制未整備減算）  （業務継続計画未策定  減算）  （身体拘束廃止未実施  減算）  (虐待防止措置未実施減  算)  **２　夜勤職員配置体制加算** | （２）施設入所支援サービス費の算定に当たって，次の①又は②のいずれかに該当する場合に，それぞれ①又は②に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。  ①　利用者の数又は従業者の員数が平成18年厚生労働省告示第550号「厚生労働大臣が定める利用者の数の基準，従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乗じる割合」の四のイ又はロの表の上欄に定める基準に該当する場合　　　　　　　　　　　　　　100分の70  ②　指定施設入所支援等の提供に当たって，施設障害福祉サービス計画が作成されていない場合　次に掲げる場合に応じ，それぞれ次に定める割合になっているか。  　　ア　作成されていない期間が３月未満の場合　100分の70  　　イ　作成されていない期間が３月以上の場合　100分の50  （３） 当該指定障害者支援施設等に管理栄養士若しくは栄養士の配置がされていない場合又は配置されている管理栄養士若しくは栄養士の配置が常勤でない場合は，利用定員に応じ，1日につき所定単位数を減算しているか。  （４）法第 76 条の３第１項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は , 所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。  （５）指定障害者支援施設基準第 24 条の３第１項及び第２項に規定する基準を満たしていない場合は,１日につき５単位を所定単位数から減算しているか。  ただし,令和８年３月31 日までの間は,同条第１項及び第２項に規定する基準を満たしていない場合であっても,減算していないか。  （６）指定障害者支援施設基準第42条の２に規定する基準を満たしていない場合は,所定単位数の100分の３に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。  （７） 指定障害者支援施設基準48条第２項又は第３項に規定する基準(身体拘束等の記録)を満たしていない場合は，所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。  （８）指定障害者支援施設基準第54条の２に規定する基準を満たしていない場合は,所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。  平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の三のロに適合するものとして県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において，指定施設入所支援等の提供を行った場合に，当該指定施設入所支援等の単位の利用定員に応じ，１日につき所定単位数(地方公共団体が設置する指定障害者支援施設等の指定施設入所支援の単位の場合にあっては，所定単数の1000分の965に相当する単位数とする。)を加算しているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いない・いる  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ※　留意事項  平成18年10月31日障発第1031001号  「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」 | ○介護給付費等請求書（控）  ○介護給付費等明細書(控)  ○領収証(控)  ○施設サービス計画  ○実績記録  ○同上  ○同上  ○同上  ○同上  ○同上  ○同上  ○同上 | 平18厚告523  別表第９の１の注２  平18厚告550の四  平18厚告523  別表第９の１の注３  平18厚告523  別表第９の１の注４  平18厚告523  別表第９の１の注５  平18厚告523  別表第９の１の注６  平18厚告523  別表第９の１の注７  平18厚告523  別表第９の１の注８  平18厚告523  別表第９の２の注  平18厚告551の三のロ |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **３　重度障害者支援加算** | （１）重度障害者支援加算（Ⅰ）については，医師意見書により特別な医療が必要であるとされる者又はこれに準ずる者が利用者(指定生活介護等を受ける者に限る。)の数の合計数の100分の20以上であって，指定障害者支援施設基準第４条又は附則第３条に規定する人員配置に加え，常勤換算方法で，指定障害者支援施設基準第４条第１項第１号又は附則第３条第１項第１号に掲げる看護職員又は生活支援員を１人以上配置しているものとして県知事に届け出た指定入所支援等の単位において，指定施設入所支援等の提供を行った場合に，１日につき所定単位数を加算しているか。  （２）重度障害者支援加算（Ⅰ）が算定されている指定障害者支援施設等であって，区分6に該当し，かつ，気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理が必要な者又は重症心身障害者が2人以上利用しているものとして県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において，指定施設入所支援等を行った場合に，更に1日につき所定単位数に22単位を加算しているか。  （３）重度障害者支援加算（Ⅱ）については，平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」九のロに適合しているものとして県知事に届け出た指定障害者支援施設等において，区分６に該当し，かつ，平成18年厚生労働省告示第52号別表第８の１の注１の⑵に規定する利用者の支援の度合にある者に対して指定施設入所支援等を行った場合に，１日につき所定単位数を加算しているか。  （４）重度障害者支援加算（Ⅱ）が算定されている指定障害者支援施設等であって，平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」九のハに適合しているものとして県知事に届け出た指定障害者支援施設等において，平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者」五の二に該当する者に対し，指定施設入所支援等を行った場合に，更に１日につき所定単位数に150単位を加算しているか。  （５）重度障害者支援加算（Ⅱ）が算定されている指定障害者支援施設等については，当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について，更に１日につき所定単位数に500単位を加算しているか。  （６）（４）の加算が算定されている指定障害者支援施設等については，当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について，更に１日につき所定単位数に200単位を加算しているか。  （７）重度障害者支援加算（Ⅲ）については，平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」九のロに適合しているものとして県知事に届け出た指定障害者支援施設等において，区分４以上に該当し，平成18年厚生労働省告示第523号別表第８の１の注１の⑵に規定する利用者の支援の度合にある者に対して指定施設入所支援等を行った場合に，１日につき所定単位数を加算しているか。  ただし，重度障害者支援加算(Ⅱ)を算定している場合は，加算していないか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いない・いる |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ※　留意事項  平成18年10月31日障発第1031001号  「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」 | ○介護給付費等請求書（控）  ○介護給付費等明細書(控)  ○領収証(控)  ○施設サービス計画  ○実績記録  ○同上  ○同上  ○同上  ○同上  ○同上  ○同上 | 平18厚告523  別表第９の３の注１  平18厚告523  別表第９の３の注２  平18厚告523  別表第９の３の注３  平18厚告551の三のハ  平18厚告523  別表第９の３の注４  平18厚告551の三の二  平18厚告548の十三  平18厚告523  別表第９の３の注５  平18厚告523  別表第９の３の注６  平18厚告523  別表第９の３の注７ |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **４　夜間看護体制加算**  **４の２ 視覚・聴覚言語**  **障害者支援体制加算** | （８）重度障害者支援加算（Ⅲ）が算定されている指定障害者支援施設等であって，平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」九のハに適合しているものとして県知事に届け出た指定障害者支援施設等において，平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者」五の二に該当する者に対し，指定施設入所支援等を行った場合に，更に１日につき所定単位数に150単位を加算しているか。  （９）重度障害者支援加算（Ⅲ）が算定されている指定障害者支援施設等については，当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について，更に１日につき所定単位数に400単位を加算しているか。  （10）（８）の加算が算定されている指定障害者支援施設等については，当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について，更に１日につき所定単位数に200単位を加算しているか。  ２の夜勤職員配置体制加算が算定されている指定障害者支援施設等において，指定生活介護等を受ける利用者に対して指定施設入所支援等を提供する時間に，生活支援員に代えて看護職員(３の重度障害者支援加算(Ⅰ)の算定対象となる看護職員を除く。)を１以上配置しているものとして県知事に届け出た施設入所支援等の単位において，1日につき所定単位数を加算しているか。この場合において，生活支援員に代えて看護職員を配置して指定施設入所支援等の提供を行った場合に，更に１日につき所定単位数に35単位に看護職員の配置人数（１を超えて配置した人数に限る。）を乗じて得た単位数を加算しているか。  （１）視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅰ）については，視覚障害者等である指定施設入所支援等の利用者の数（重度の視覚障害，聴覚障害，言語機能障害又は知的障害のうち２以上の障害を有する利用者については，当該利用者数に２を乗じて得た数とする。）が当該指定施設入所支援等の利用者の数に100分の50を乗じて得た数以上であって，視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を，指定障害者支援施設基準第４条又は附則第３条に規定する人員配置に加え，常勤換算方法で，利用者の数を40で除して得た数以上配置しているものとして県知事に届け出た指定障害者支援施設等において，指定施設入所支援等を行った場合に，１日につき所定単位数を加算しているか。  （２）視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅱ）については，視覚障害者等である指定施設入所支援等の利用者の数(重度の視覚障害，聴覚障害，言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については,、当該利用者数に2を乗じて得た数とする。)が当該指定施設入所支援等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって，視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を，指定障害者支援施設基準第4条又は附則第3条に規定する人員配置に加え，常勤換算方法で，利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして県知事に届け出た指定障害者支援施設等において，指定施設入所支援等を行った場合に，1日につき所定単位数を加算しているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ※　留意事項  平成18年10月31日障発第1031001号  「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」  ※　留意事項  平成18年10月31日障発第1031001号  「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」 | ○介護給付費等請求書（控）  ○介護給付費等明細書(控)  ○領収証(控)  ○施設サービス計画  ○実績記録  ○同上  ○同上  ○同上  ○同上  ○同上 | 平18厚告523  別表第９の３の注８  平18厚告523  別表第９の３の注９  平18厚告523  別表第９の３の注10  平18厚告523  別表第９の４の注  平18厚告523  別表第９の４の２の注１  平18厚告523  別表第９の４の２の注２ |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **４の３ 高次脳機能障害者支援体制加算**  **５　入所時特別支援加算**  **６　入院・外泊時加算**  **７　入院時支援特別加**  **算** | 平成18年厚生労働省告示第543号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の二十五に定める基準に適合すると認められた利用者の数が当該利用者の数が当該指定施設入所支援等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって，平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」の九のニに定める基準に適合しているものとして県知事又は市町村長に届け出た指定障害者支援施設等において，指定施設入所支援等を行った場合に，１日につき所定単位数を加算しているか。  新たに入所者を受け入れた日から起算して30日以内の期間において，指定施設入所支援等の提供を行った場合に，１日につき所定単位数を加算しているか。  （１）入院・外泊時加算(Ⅰ)については，利用者が病院又は診療所への入院を要した場合及び利用者に対して居宅における外泊(体験的な指定共同生活援助，体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助及び体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助の利用に伴う外泊を含む。)を認めた場合に，入院し，又は外泊した翌日から起算して８日を限度として，所定単位数に代えて，利用定員に応じ，それぞれの単位数（地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の場合にあってはそれぞれの単位数の1000分の965に相当する単位数とする。）を算定しているか。  ただし，入院又は外泊の初日及び最終日は算定していないか。  （２）入院・外泊時加算(Ⅱ)については，利用者が病院又は診療所への入院を要した場合及び利用者に対して居宅における外泊を認めた場合に，施設従業者(指定障害者支援施設基準第４条又は附則第３条の規定により指定障害者支援施設等に置くべき従業者をいう。)が，施設障害福祉サービス計画に基づき，当該利用者に対する支援を行った場合に，入院し，又は外泊した翌日から起算して８日を超えた日から82日を限度として，所定単位数に代えて，利用定員に応じ，それぞれの単位数(地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の場合にあっては，(１)から(３)までに掲げる単位数の1000分の965に相当する単位数)を算定しているか。  ただし，入院又は外泊の初日及び最終日は，算定していないか。  家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院又は診療所(指定障害者支援施設等の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。）への入院を要した場合に，施設従業者のうちいずれかの職種の者が，施設障害福祉サービス計画に基づき，当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し，当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に，１月に１回を限度として，入院期間の日数の合計に応じ，所定単位数を算定しているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いない・いる  いる・いない  いない・いる  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ※　留意事項  平成18年10月31日障発第1031001号  「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」  ※　留意事項  平成18年10月31日障発第1031001号  「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」  ※　留意事項  平成18年10月31日障発第1031001号  「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」  ※　留意事項  平成18年10月31日障発第1031001号  「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」 | ○介護給付費等請求書（控）  ○介護給付費等明細書(控)  ○領収証(控)  ○施設サービス計画  ○実績記録  ○同上  ○同上  ○同上  ○同上 | 平18厚告523  別表第９の４の３の注  平18厚告523  別表第９の５の注  平18厚告523  別表第９の６の注１  平18厚告523  別表第９の６の注２  平18厚告523  別表第９の７の注 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **８　地域移行加算**  **８の２ 地域移行促進加**  **算**  **９　地域生活移行個別支援特別加算** | 入所期間が１月を超えると見込まれる利用者(指定生活介護等を受ける者に限る。)の退所に先立って，施設従業者のうちいずれかの職種の者が，当該利用者に対して，退所後の生活について相談援助を行い，かつ，当該利用者が退所後生活する居宅を訪問し，当該利用者及びその家族等に対して退所後の障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に，入所中２回を限度として所定単位数を加算し，当該利用者の退所後30日以内に当該利用者の居宅を訪問し，当該利用者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に，退所後１回を限度として所定単位数を加算しているか。  　　ただし，当該利用者が，退所後に他の社会福祉施設等に入所する場合にあっては，加算していないか。  （１）平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働省が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」第３号のホ（第二号のチ準用）に規定する施設基準に適合するものとして県知事に届け出た指定障害者支援施設等に入所する利用者が，指定地域移行支援の体験的な宿泊支援を利用する場合において，当該指定障害者支援施設等に置くべき従業者が，体験的な宿泊支援に係る指定相談基準第３条第２項に規定する指定地域移行支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合に，所定単位数に代えて算定しているか。  （２）地域移行促進加算（Ⅱ）については，平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働省が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」九のホに規定する施設基準に適合するものとして県知事に届け出た指定障害者支援施設等に入所する利用者に対して，地域生活への移行に向けた支援（宿泊を伴わないものに限る。）を実施した場合に，１月につき３回を限度として所定単位数を算定しているか。  （１） 地域生活移行個別支援特別加算(Ⅰ)については，平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の三のホに適合しているものとして県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において，１日につき所定単位数を加算しているか。  （２） 地域生活移行個別支援特別加算(Ⅱ)については，地域生活移行個別支援特別加算(Ⅰ)が算定されている指定障害者支援施設等であって，平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者」の九に定める者に対して，指定施設入所支援等の提供を行った場合に，３年以内(医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合にあっては，当該延長期間が終了するまで)の期間(他の指定障害福祉サービスを行う事業所及び指定障害者支援施設等において地域生活移行個別支援特別加算を算定した期間を含む。)において，１日につき所定単位数を加算しているか。 | いる・いない  いない・いる  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ※　留意事項  平成18年10月31日障発第1031001号  「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」  ※　留意事項  平成18年10月31日障発第1031001号  「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」  ※　留意事項  平成18年10月31日障発第1031001号  「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」 | ○介護給付費等請求書（控）  ○介護給付費等明細書(控)  ○領収証(控)  ○施設サービス計画  ○実績記録  ○同上  ○同上  ○同上  ○同上 | 平18厚告523  別表第９の８の注  平18厚告523  別表第９の８の２の  注1  平18厚告523  別表第９の８の２の  注2  平18厚告523  別表第９の９の注１  平18厚告551の三のホ  平18厚告523  別表第９の９の注２  平18厚告556の九 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **10　栄養マネジメント加算**  **11　経口移行加算**  **12　経口維持加算** | 次の①から④までに掲げる基準のいずれにも適合するものとし  て県知事に届け出た指定障害者支援施設等について，１日につき所定単位数を加算しているか。  ①　常勤の管理栄養士を１名以上配置していること。  ②　入所者の栄養状態を施設入所時に把握し，医師，管理栄養士，看護師その他の職種の者が共同して，入所者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。  ③　入所者ごとの栄養ケア計画に従い栄養管理を行っているとともに，入所者の栄養状態を定期的に記録していること。  ④　入所者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し，必要に応じて当該計画を見直していること。  （１）指定障害者支援施設等において，医師の指示に基づき，医師，管理栄養士，看護師その他の職種の者が共同して，現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であって，当該計画に従い，医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び支援が行われた場合には，当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り，１日につき所定単位数を加算しているか。  ただし，この場合において，栄養マネジメント加算を算定していない場合は，加算していないか。  （２）経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画に基づき，管理栄養士又は栄養士が行う栄養管理及び支援が，当該計画が作成された日から起算して180日を超えた期間に行われた場合であっても，経口による食事の摂取が一部可能な者であって，医師の指示に基づき，継続して経口による食事の摂取を進めるための栄養管理及び支援が必要とされるものに対しては，引き続き当該加算を算定しているか。  （１）指定障害者支援施設等において，現に経口により食事を摂取する者であって，摂食機能障害を有し，誤嚥が認められる入所者に対して，医師又は歯科医師の指示に基づき，医師，歯科医師，管理栄養士，看護師その他の職種の者が共同して，入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い，入所者ごとに，経口維持計画を作成している場合であって，当該計画に従い，医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあっては，当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指示を受けている場合に限る。（３）において同じ。）を受けた管理栄養士又は栄養士が，栄養管理を行った場合に，当該計画が作成された日から起算して６月以内の期間に限り，１月につき所定単位数を加算しているか。  ただし，経口移行加算を算定している場合又は栄養マネジメント加算していない場合は算定していないか。  （２）経口維持加算（Ⅱ）については，協力歯科医療機関を定めている指定障害者支援施設等が，（１）の経口維持加算（Ⅰ）を算定している場合であって，入所者の経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察及び会議等に，医師（生活介護を行うために配置された医師を除く。），歯科医師，歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合は，１月につき所定単位数を加算しているか。 | いる・いない  いる・いない  いない・いる  いる・いない  いる・いない  いない・いる  いる・いない |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | | 特 記 事 項 |
| ※　留意事項  平成18年10月31日障発第1031001号  「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」  ※　留意事項  平成18年10月31日障発第1031001号  「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」  ※　留意事項  平成18年10月31日障発第1031001号  「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」 | | ○介護給付費等請求書（控）  ○介護給付費等明細書(控)  ○領収証(控)  ○施設サービス計画  ○実績記録  ○同上  ○同上  ○同上  ○同上 | 平18厚告523  別表第９の10の注  平18厚告523  別表第９の11の注１  平18厚告523  別表第９の11の注２  平18厚告523  別表第９の12の注１  平18厚告523  別表第９の12の注２ | |  |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | | | 自 己 評 価 | | |
| **13　口腔衛生管理体制加算**  **14　口腔衛生管理加算**  **15　療養食加算**  **16　地域移行支援体制加算**  **17　通院支援加算** | （３）経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画に基づき管理栄養士又は栄養士が行う栄養管理及び支援が，当該計画が作成された日の属する月から起算して６月を超えた期間に行われた場合であっても，摂食機能障害を有し，誤嚥が認められる入所者であって，医師又は歯科医師の指示に基づき，継続して誤嚥防止のための食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされるものに対しては，引き続き当該加算を算定しているか。  　平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」第９号トに適合しているものとして県知事に届け出た指定障害者支援施設等において，歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が，施設従業者に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月１回以上行っている場合に，１月につき所定単位数を加算しているか。  　平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」第９号トに適合しているものとして県知事に届け出た指定障害者支援施設等において，次に掲げる基準のいずれにも該当する場合に，1月につき所定単位数を加算しているか。  ただし，この場合において，口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は，算定していないか。  　①　歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が，入所者に対し，口腔ケアを月２回以上行うこと。  　②　歯科衛生士が，①における入所者に係る口腔ケアについて，施設従業者に対し，具体的な技術的助言及び指導を行うこと。  　③　歯科衛生士が，①における入所者の口腔に関する施設従業者からの相談等に必要に応じ対応すること。  管理栄養士又は栄養士が配置されている指定障害者支援施設等において，平成21年厚生労働省告示第177号「厚生労働大臣が定める療養食」に定める療養食を提供した場合に，１日につき所定単位数を加算しているか。  前年度に当該指定障害者支援施設等から退所し，地域生活が６月以上継続している者が１人以上いる指定障害者支援施設等であって，利用定員を減少させたものとして県知事に届け出た指定障害者支援施設等について，利用定員及び障害支援区分に応じ，１年間を限度として１日につき所定単位数に当該利用定員の減少数を乗じて得た単位数を加算しているか。  指定障害者支援施設等に入所する者に対し，通院に係る支援を実施しているものとして県知事に届け出た指定障害者支援施設等において，当該通院に係る支援を行ったときに，１月に２回を限度として所定単位数を算定しているか。 | | | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いない・いる  いる・いない  いる・いない  いる・いない | | |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | | 特 記 事 項 |
| ※　留意事項  平成18年10月31日障発第1031001号  「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」  ※　留意事項  平成18年10月31日障発第1031001号  「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」  ※　留意事項  平成18年10月31日障発第1031001号  「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」  ※　留意事項  平成18年10月31日障発第1031001号  「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」  ※　留意事項  平成18年10月31日障発第1031001号  「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」 | | ○介護給付費等請求書（控）  ○介護給付費等明細書(控)  ○領収証(控)  ○施設サービス計画  ○実績記録  ○同上  ○同上  ○同上  ○同上  ○同上 | 平18厚告523  別表第９の12の注３  平18厚告523  別表第９の12の２注  平18厚告551  平18厚告523  別表第９の12の３注  平18厚告551  平18厚告523  別表第9の13の注  平18厚告523  別表第9の13の2注  平18厚告523  別表第9の13の3注 | |  |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | | | 自 己 評 価 | | |
| **18　集中的支援加算**  **19　障害者支援施設等****感染対策向上加算** | （１）集中的支援加算（Ⅰ）については，障害支援区分認定調査の行動関連項目の合計点数が10点以上の強度行動障害を有する者の状態が悪化した場合において，広域的支援人材を指定障害者支援施設等に訪問させ，又はテレビ電話装置等を活用して，広域的支援人材が中心となって集中的に支援を行ったときに，当該支援を開始した日の属する月から起算して３月以内の期間に限り１月に４回を限度として所定単位数を加算しているか。  （２）集中的支援加算（Ⅱ）については，障害支援区分認定調査の行動関連項目の合計点数が10点以上の強度行動障害を有する者の状態が悪化した場合において，強度行動障害を有する者への集中的な支援を提供できる体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定障害者支援施設等が，集中的な支援が必要な利用者を他の指定障害福祉サービスを行う事業所又は指定障害者支援施設等から受け入れ，当該利用者に対して集中的な支援を実施した場合に，当該支援を開始した日の属する月から起算して３月以内の期間に限り１日につき所定単位数を加算しているか。  （１）障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅰ）については、以下の①から③までのいずれにも適合するものとして県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において，１月につき所定単位数を加算しているか。  ①　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第６条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で，新興感染症（同条第７項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第８項に規定する指定感染症又は同条第９項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を行う体制を確保していること。  ②　指定障害者支援施設基準第46条第１項に規定する協力医療機関その他の医療機関（以下この②において「協力医療機関等」という。）との間で，感染症（新興感染症を除く。以下この②において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるとともに，感染症の発生時等に，協力医療機関等と連携し適切に対応していること。  ③　診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科診療報酬点数表」という。）の区分番号Ａ２３４－２に規定する感染対策向上加算（（２）において「感染対策向上加算」という。）又は医科診療報酬点数表の区分番号Ａ０００に掲げる初診料の注11及び区分番号Ａ００１に掲げる再診料の注15に規定する外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関等が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に１年に１回以上参加していること。 | | | いる・いない  いる・いない  いる・いない | | |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ※　留意事項  平成18年10月31日障発第1031001号  「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について  ※　留意事項  平成18年10月31日障発第1031001号  「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について | ○介護給付費等請求書（控）  ○介護給付費等明細書(控)  ○領収証(控)  ○施設サービス計画  ○実績記録  ○同上  ○同上 | 平18厚告523  別表第９の13の4注１  平18厚告523  別表第９の13の4注2  平18厚告523  別表第９の13の5注1 |  |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | | | 自 己 評 価 | | |
| **20****新興感染症等施設療養加算**  **21　福祉・介護職員処遇改善加算**  **22　福祉・介護職員等特定処遇改善加算**  **23　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算** | （２）障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅱ）については，感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から，３年に１回以上，施設内で感染者が発生した場合の対応に係る実地指導を受けているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において，１月につき所定単位数を加算しているか。  入所者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に，相談対応，診療，入院調整等を行う医療機関を確保し，かつ，当該感染症に感染した利用者に対し，適切な感染対策を行った上で，指定施設入所支援等を行った場合に，１月に１回，連続する５日を限度として１日につき所定単位数を加算しているか。  平成18年厚生労働省告示第543号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の二十五に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして県知事に届け出た指定障害者支援施設等（国又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。22及び23において同じ。）が，利用者に対し，指定施設入所支援を行った場合に，当該基準に掲げる区分に従い，令和６年５月31日までの間，次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし，次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては，次に掲げるその他の加算は算定していないか。  （１）福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）　１から20までにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数  （２）福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）　１から20までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数  （３）福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）　１から20までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数  平成18年厚生労働省告示第543号に規定する「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の二十六に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして県知事又は市町村長に届け出た指定障害者支援施設等が，利用者に対し，指定障害者支援施設を行った場合に，１から20までにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。  平成18年厚生労働省告示第543号に規定する「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の二十六に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして県知事に届け出た指定障害者支援施設等が，利用者に対し，指定施設入所支援を行った場合は，１から20までにより算定した単位数の1000分の28に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。 | | | いる・いない  いる・いない  いない・いる  いる・いない  いる・いない | | |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | | 特 記 事 項 |
| ※　留意事項  平成18年10月31日障発第1031001号  「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について  ※　留意事項  平成18年10月31日障発第1031001号  「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について  ※　留意事項  平成18年10月31日障発第1031001号  「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について  ※　留意事項  平成18年10月31日障発第1031001号  「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について | | ○介護給付費等請求書（控）  ○介護給付費等明細書(控)  ○領収証(控)  ○施設サービス計画  ○実績記録  ○同上  ○同上  ○同上  ○同上 | 平18厚告523  別表第９の13の5注２  平18厚告523  別表第9の13の6注  平18厚告523  別表第9の14の注  平18厚告543の二十五  平18厚告523  別表第9の15の注  平18厚告543の二十六  二十一（準用）  平18厚告523  別表第9の16の注  平18厚告543の二十六  二十一（準用） | |  |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | | | 自 己 評 価 | | |
| **24　福祉・介護職員等処遇改善加算** | （１）平成18年厚生労働省告示第543号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の二十五に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして県知事に届け出た指定障害者支援施設等（国又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。（2）において同じ。）が，利用者に対し、指定施設入所支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。  ただし，次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては，次に掲げるその他の加算は算定していないか。  ①　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) １から20までにより算定した単位数の1000分の159に相当する単位数  ②　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) １から20までにより算定した単位数の1000分の138に相当する単位数  ③　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) １から20までにより算定した単位数の1000分の115に相当する単位数  （２）令和７年３月31日までの間，別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護　職員等の賃金の改善等を実施しているものとして県知事に届け出た指定障害者支援施設等（（1）の加算を算定しているものを除く。）が，利用者に対し，指定施設入所支援を行った場合に，当該基準に掲げる区分に従い，次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。  ただし，次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては，次に掲げるその他の加算は算定していないか。  ①　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑴ １から20までにより算定した単位数の1000分の131に相当する単位数  ②　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑵ １から20までにより算定した単位数の1000分の136に相当する単位数  ③ 　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑸ １から20までにより算定した単位数の1000分の108に相当する単位数  ④ 　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑺ １から20までにより算定した単位数の1000分の108に相当する単位数  ⑤　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑻ １から20までにより算定した単位数の1000分の110に相当する単位数  ⑥ 　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑽ １から20までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数  ⑦ 　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑾ １から20までにより算定した単位数の1000分の87に相当する単位数  ⑧　 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⒀ １から20までにより算定した単位数の1000分の87に相当する単位数  ⑨ 　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⒁ １から20までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数 | | | いる・いない  いない・いる  いる・いない  いない・いる | | |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | | 特 記 事 項 |
| ※　留意事項  平成18年10月31日障発第1031001号  「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について | | ○介護給付費等請求書（控）  ○介護給付費等明細書(控)  ○領収証(控)  ○施設サービス計画  ○実績記録  ○同上 | 平18厚告523  別表第9の14の注  平18厚告543の二十五  平18厚告523  別表第9の14の注  平18厚告543の二十五 | |  |

**（参考）　主な根拠法令等**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 略　　号 | 法　　　　令　　　　等　　　　名 |
| 法 | 法 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月７日，法律第123号） |
| 政令 | 施行令 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年１月25日，政令第10号） |
| 省令 | 施行規則 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年２月28日，厚生労働省令第19号） |
| 平18厚令172 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員，設備及び運営に関する基準（平成18年９月29日，厚生労働省令第172号） |
| 平24厚令16 | 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員，設備及び運営に関する基準(平成24年２月３日，厚生労働省令第16号) |
| 告示 | 平18厚告523 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年９月29日，厚生労働省告示第523号） |
| 平18厚告539 | こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18年９月29日，厚生労働省告示第539号） |
| 平18厚告541 | 厚生労働大臣の定める利用者が選定する特別な居室の提供に係る基準（平成18年９月29日，厚生労働省告示第541号） |
| 平18厚告542 | 厚生労働大臣が定める平均障害支援区分の算定方法（平成18年９月29日，厚生労働省告示第542号） |
| 平18厚告543 | こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準（平成18年９月29日，厚生労働省告示第543号） |
| 平18厚告544 | 指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年９月29日，厚生労働省告示第544号） |
| 平18厚告545 | 食事の提供に要する費用，光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針（平成18年９月29日，厚生労働省告示第545号） |
| 平18厚告550 | 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準，従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに利用者の数の基準，従業者の員数の基準並びに所定単位数に乗じる割合（平成18年９月29日，厚生労働省告示第550号） |
| 平18厚告551 | 厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準（平成18年９月29日，厚生労働省告示第551号） |
| 平18厚告556 | 厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者（平成18年９月29日，厚生労働省告示第556号） |
| 平21厚告177 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める療養食（平成21年３月30日，厚生労働省告示第177号） |
| 平24厚告268 | 厚生労働大臣が定める送迎並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める送迎（平成24年３月30日，厚生労働省告示第268号） |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | | 略　　号 | 法　　　　令　　　　等　　　　名 | |
| 通知等 | 平17障発第1020001号 | | | 障害者（児）施設における虐待の防止について（平成17年10月20日，障発第1020001号） |
| 平18障発第1031001号 | | | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年１月31日，障発第1031001号） |
| 平18障障発第1002001号 | | | 障害者自立支援法の施行に伴う最低賃金の減額の特例許可手続について（平成18年10月２日，障障発第1002001号） |
| 平18障障発第1002003号 | | | 就労継続支援事業利用者の労働者性に関する留意事項について（平成18年10月２日，障障発第1002003号） |
| 平18障発第1031001号 | | | 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日，障発第1031001号） |
| 平18障発第1206002号 | | | 障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成18年12月６日，障発第1206002号） |
| 平成19障発第0126001号 | | | 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員，設備及び運営に関する基準について（平成19年１月26日，障発第0126001号） |
| 平19障障発第0402001号 | | | 就労移行支援事業，就労継続支援事業（Ａ型，Ｂ型）における留意事項について（平成19年４月２日，障障発第0402001号） |
|  | | | 福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針（平成14年３月28日，福祉サービスにおける危機管理に関する検討会） |
| 県条例 | 県条例第37号 | | | 鹿児島県指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年３月29日，条例第37号） |